

No.	意見
1	<p>まず、①職務発明制度の見直しについてですが、「職務発明の対価は使用者と従業者間の『自主的な取決め』に委ねる」としている日本の現行制度は、運用次第で職務発明に係る権利を従業者に原始的に帰属させる内容を骨抜きにするものであり、問題があると思います。</p> <p>私は、職務発明を行なった従業者の保護の観点から、発明に対する補償・報酬等の規定を、知的財産権に関する法規及びガイドラインに、きちんと盛り込むべきだと思います。</p> <p>次に、②営業秘密保護の強化についてですが、どうも行為者処罰（懲役刑・罰金刑）の強化に比重が置かれているように見受けられます。</p> <p>私は、安易に罰則の強化を行うのには反対です。それよりも、営業秘密を保有する立場にある技術者や開発者等が、安易に解雇される事の無いように彼らを保護する施策を行う事が、結果として営業秘密保護の強化に繋がると思います。</p> <p>最後に、知的財産権の保護を名目に、著作権を含む知的財産権の保護期間の延長や罰則の非親告罪化を主張する方がいらっしゃるようです。</p> <p>これにより、確かに権利者の権利は守られるように思われがちですが、長い目でみれば、多くの人々から著作物を視聴する権利を不当に制限し、逮捕される事を恐れて技術者・開発者等を萎縮させてしまう恐れがあります。</p> <p>以上の理由から、私は知的財産権の保護期間の延長や罰則の非親告罪化には反対です。安易に罰則に頼るのではなく、多くの人々が著作物を視聴でき、新たな技術者・開発者等が生まれ易いような施策をして下さるようお願いいたします。</p>

No.	意見
2	<p>《要旨》 アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入すること及びダウンロード犯罪化・違法化条項の撤廃を求める。何ら国民的コンセンサスを得ていない中でのTPP交渉参加、有害無益なインターネットにおける今以上の知財保護強化、特に著作権の保護期間延長、補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大に反対する。今後真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が進むことを期待する。</p> <p>《全文》 最終的に国益になるであろうことを考え、各業界の利権や省益を超えて必要となる政策判断をすることこそ知財本部とその事務局が本当になすべきことのはずであるが、知財計画2013を見ても、このような本当に政策的な決定は全く見られない。知財保護が行きすぎて消費者やユーザーの行動を萎縮させるほどになれば、確実に文化も産業も萎縮するので、知財保護強化が必ず国益につながる訳ではないということを、著作権問題の本質は、ネットにおける既存コンテンツの正規流通が進まないことにあるのではなく、インターネットの登場によって新たに出てきた著作物の公正利用の類型に、今の著作権法が全く対応できておらず、著作物の公正利用まで萎縮させ、文化と産業の発展を阻害していることにあるのだということを知財本部とその事務局には、まずはっきりと認識してもらいたい。特に、最近の知財・情報に関する規制強化の動きは全て間違っていると私は断言する。</p> <p>例年通り、規制強化による天下り利権の強化のことしか念頭にない文化庁、総務省、警察庁などの各利権官庁に踊らされるまま、国としての知財政策の決定を怠り、知財政策の迷走の原因を増やすことしかできないようであれば、今年の知財計画を作るまでもなく、知財本部とその事務局には、自ら解散することを検討するべきである。そうでなければ、是非、各利権官庁に響くはめ、その手綱を取って、知財の規制緩和のイニシアティブを取ってもらいたい。知財本部において今年度、インターネットにおけるこれ以上の知財保護強化はほぼ必ず有害無益かつ危険なものとなるということをきちんと認識し、真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が知財本部でなされることを期待し、本当に決定され、実現されるのであれば、全国民を裨益するであろうこととして、私は以下のことを提案する。</p> <p>(1) アーカイブに関するタスクフォース報告書の記載事項について： 本報告書の第21ページにアーカイブの構築・充実に関する著作権制度の見直しについて記載され</p>

ている。しかし、真に2次利用可能な形で各種アーカイブの構築・充実を考えるのであれば、ここに書かれている裁定制度の見直しに関する検討だけでは不十分である。特に日本において十分になされているとは言い難いパブリックドメイン資料や絶版資料の利活用をより強力に促進するべきであり、著作権法の改正により、(a) 現行著作権法第31条で国会図書館のみに可能とされている絶版等資料の電子利用をあらゆる図書館及び文書館に可能とすること、合わせて(b) 同条における絶版等資料以外の資料についての「滅失、損傷若しくは汚損を避けるため」という電子化のための要件を緩和してここにアーカイブ化のためという目的を追加し、著作権保護期間満了後の資料公開に備えた事前の電子化を明確に可能とすること、及び(c) 個人アーカイブの作成が第30条の私的複製の範囲に含まれることを条文上明記し、個人資料の利活用及び著作権保護期間満了後の公開を促すことを私は求める。このような権利制限又は例外が不必要に狭くされるべきではなく、その他者がアーカイブを直接利用しないことを前提として他者の力を借りたアーカイブ化も可能とされるべきである。なお、諸外国における動向について注視が必要なことも無論であり、政府が強く関与する形で実質アウト方式で強力に絶版作品の電子化を図るフランスの20世紀の絶版作品電子化法や、孤児作品のみならず絶版作品の利用についても規定するドイツの孤児・絶版作品デジタル利用促進法なども参考にされてしかるべきである。

さらに、法制度上の問題ではないが、国会図書館が著作権切れの著作物について2次利用に関する許諾を原則不要としている通り、NHKによるものを含め国費又は国費相当の予算を用いた各種アーカイブにおいては、インターネットを通じ書誌事項だけではなく全コンテンツの提供を行うことを目標として資料の電子化を行うとともに、公開情報に著作権期間満了日を明示し、合わせて公開された著作権切れの著作物に関しては原則2次利用の許諾を不要とするべきである。そして、特に国会図書館及び国立公文書館のような文書中心のアーカイブに関しては一般ユーザーからの入力を通じたテキスト化システムの実装も検討してもらいたい。

(2) 「知的財産推進計画2013」の記載事項について：

a) 環太平洋経済連携協定(TPP)などの経済連携協定(EPA)に関する取組について

第8ページにTPPなどの協定に関する取組の強化について書かれている。今までの各種のリーク文書からも、このような交渉に絡み、著作権の保護期間延長、DRM回避規制強化、ISPの間接侵害責任、法定賠償制度、著作権侵害の非親告罪化などについて外国から不当な圧力がかけられていることが想定される。下でそれぞれについても書くが、今ですら不当に長い著作権保護期間のこれ以上の延長など論外であり、アメリカで一般ユーザーに法外な損害賠償を発生させ、その国民のネット利用におけるリスクを不当に高め、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにしかつながらない法定賠償のような日本に全くそぐわない制度の導入や、責任制限を通じた実質的検閲のISPに対する押しつけや、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化や、被害者が不問に付することを希望しているときまで国家が主体的に処罰を行うことが不適切な、人格権の保護という色彩が極めて強い著作権の侵害の非親告罪化など断じてなされるべきでなく、そのような要求は明らかに不当なものとして毅然としてはねのけるべきである。

また、TPP交渉のような国民の生活に多大の影響を及ぼす国際交渉が政府間で極秘裏に行われていることも大問題である。国民一人一人がその是非を判断できるよう、このような国際交渉に関する情報をすべて速やかに公開するべきである。

b) 海賊版対策条約(ACTA)について

第34ページに書かれているACTAを背景に経産省及び文化庁の主導により無意味にDRM回避規制を強化する不正競争防止法及び著作権法の改正案が以前国会を通され、ACTA自体も国会で批准された。しかし、このようなユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含む条約の交渉、署名及び批准は何ら国民的なコンセンサスが得られていない中でなされており、私は一国民としてACTAに反対する。今なおACTAの批准国は日本しかなく、日本は無様に世界に恥を晒し続けている。もはやACTAに何ら意味はなく、日本は他国への働きかけを止めるとともに自ら脱退してその失敗を認めるべきである。

c) 各知財法改正について

第10ページに書かれていた商標法や意匠法の改正などが今国会で成立した。また、電子出版をカ

バーする著作権の拡大を含む著作権法の改正も今国会で成立した。地理的表示保護法案についても閣議決定されており、今国会で成立する可能性が高い。

今回のこれらの法改正はかなり大きな改正事項を含むものであり、施行前の周知と合わせて関連政令・ガイドライン等の検討にあたってはその審議過程及び改正理由をきちんと公開するとともに、一ヶ月以上の十分な期間を取ってパブコメを取るようしてもらいたい。

#### d) インターネット上の著作権侵害の抑止について

第33ページにインターネット上の著作権侵害の抑止について書かれているが、このようなネット上の違法コンテンツ対策、違法ファイル共有対策について、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重しつつ対策を進めることを明記してもらいたい。この点においても、国民の基本的な権利を必ず侵害するものとなり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにつながる危険な規制強化の検討ではなく、ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、現行のプロバイダー責任制限法と削除要請を組み合わせた対策などの、より現実的かつ地道な施策のみに注力して検討を進めるべきである。

#### e) 私的録音録画補償金問題について

第26ページでは私的録音録画補償金問題についても言及されている。権利者団体等が単なる既得権益の拡大を狙ってiPod等へ対象範囲を拡大を主張している私的録音録画補償金問題についても、補償金のそもそもの意味を問い直すことなく、今の補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大を絶対にするべきではない。

文化庁の文化審議会著作権分科会における数年の審議において、補償金のそもそもの意義についての意義が問われたが、文化庁が、天下り先である権利者団体のみにおもねり、この制度に関する根本的な検討を怠った結果、特にアナログチューナー非対応録画機への課金について私的録音録画補償金管理協会と東芝間の訴訟に発展した。ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金について、権利者団体は、ダビング10への移行によってコピーが増え自分たちに被害が出ると大騒ぎをしたが、移行後3年以上経った今現在においても、ダビング10の実施による被害増を証明するに足る具体的な証拠は全く示されておらず、ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金に合理性があるとは到底思えない。わずかに緩和されたとは言え、今なお地上デジタル放送にはダビング10という不当に厳しいコピー制限がかかったままである。こうした実質的に国民に転嫁されるコストで不当に厳しい制限を課している機器と媒体にさらに補償金を賦課しようとするのは、不当の上塗りである。

なお、世界的に見ても、メーカーや消費者が納得して補償金を払っているということはケケラも無く、権利者団体がその政治力を不当に行使し、歪んだ「複製＝対価」の著作権神授説に基づき、不当に対象を広げ料率を上げようとしているだけというのがあらゆる国における実情である。表向きはどうあれ、大きな家電・PCメーカーを国内に擁しない欧州各国は、私的録音録画補償金制度を、外資から金を還流する手段、つまり、単なる外資規制として使っているに過ぎない。この制度における補償金の対象・料率に関して、具体的かつ妥当な基準はどこ国を見ても無いのであり、この制度は、ほぼ権利者団体の際限の無い不当な要求を招き、莫大な社会的コストの浪費のみにつながっている。機器・媒体を離れ音楽・映像の情報化が進む中、「複製＝対価」の著作権神授説と個別の機器・媒体への賦課を基礎とする私的録音録画補償金は、既に時代遅れのものとなりつつあり、その対象範囲と料率のデタラメさが、デジタル録音録画技術の正常な発展を阻害し、デジタル録音録画機器・媒体における正常な競争市場を歪めているという現実には、補償金制度を導入したあらゆる国において、問題として明確に認識されなくてはならないことである。

#### f) クラウド型サービスのための環境整備について

第26ページに、クラウド型サービスのための環境整備について書かれている。ここで、「まねきTV」事件などの各種判例からも、ユーザー個人のみによって利用されるようなクラウド型サービスまで著作権法上ほぼ違法とされてしまう状況に日本があることは明らかであり、このような状況は著作権法の趣旨に照らして決して妥当なことではない。ユーザーが自ら合法的に入手したコンテンツを私的に楽しむために利用することに著作権法が必要以上に介入することが許されるべきではなく、個々のユーザーが自らのためのものに利用するようなクラウド型サービスにまで不必要に著作権を及

ばし、このような技術的サービスにおけるトランザクションコストを過大に高め、その普及を不当に阻害することに何ら正当性はない。この問題がクラウド型サービス固有の問題でないのはその通りであるが、だからといって法改正の必要性がなくなる訳ではない。著作権法の条文及びその解釈・運用が必要以上に厳格に過ぎクラウド型サービスのような技術の普及が不当に阻害されているという日本の悲惨な現状を多少なりとも緩和するべく、文化庁の関与を排除して速やかに問題を再整理し、アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入し、同時にクラウド型サービスなどについてもすくい上げられるようにするべきである。

g) コンテンツに関する規制緩和について

第32ページに、外国におけるコンテンツに関する規制の緩和・撤廃を強く働きかけると書かれている。このようなことも無論重要であるが、東京都の青少年健全育成条例改正問題に代表されるように、児童ポルノ法の改正検討や、各地方自治体の青少年条例の改正検討などにより、今の日本のコンテンツ業界に不当な規制圧力が加えられている状態にあるということをそれ以上に重く見るべきである。児童ポルノ規制法と青少年条例改正のそれぞれの問題点については、下に改めて詳しく書くが、これらの規制圧力は、場合によっては今の日本のコンテンツ産業に壊滅的なダメージを与えかねないものである。一方でコンテンツ強化を核とした成長戦略の推進と言いながら、その一方でこのような表現弾圧の動きが政治・行政、特に警察庁を中心として激化している現状は片腹痛いと言いたい。このような百害あって一利ない表現規制の動きは、日本の文化と経済の健全な発展のために到底看過できるものではない。政府・与党にあっては、民主主義の根本たる表現の自由すら脅かしている現在の不当な表現規制圧力について速やかに排除・緩和するための検討を開始するべきである。

(3) その他の知財政策事項について：

a) ダウンロード違法化・犯罪化問題について

文化庁の暴走と国会議員の無知によって、2009年の6月12日にダウンロード違法化条項を含む改正著作権法が成立し、2010年の1月1日に施行された。また、日本レコード協会などのロビー活動により、自民党及び公明党が主導する形でダウンロード犯罪化条項がねじ込まれる形で、2012年6月20日に改正著作権法が成立し、2012年10月1日から施行されている。しかし、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」なる要件は、エスパーでもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化・犯罪化は法規範としての力すら持ち得ず、罪刑法定主義や情報アクセス権を含む表現の自由などの憲法に規定される国民の基本的な権利の観点からも問題がある。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、今のところ幸いなことに適用例はないが、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。

そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような不合理極まる規制強化・著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメ（文化庁HP <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houkoku.html>）の意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではない）や知財本部へのパブコメ（知財本部のHP <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html>）の個人からの意見参照）を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このようなさらなる有害無益な規制強化・著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化・犯罪化は始めからなされるべきではなかったものである。文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである、百害あって一利ないダウンロード違法化・犯罪化を規定する著作権法第30条第1項第3号及び第119条第3項を即刻削除するべきである。

b) 一般フェアユース条項の導入について

一般フェアユース条項の導入について、ユーザーに対する意義からも、可能な限り早期に導入することを求める。特に、インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものである。

2012年の法改正によって写り込み等に関する権利制限の個別規定が追加されたが、あった方がよいものとは言え、これは到底一般フェアユース条項と言うに足るものではなく、これでは著作権をめぐる今の混迷状況が変わることはない。

著作物の公正利用には変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作物の公正利用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要であることを考えれば、不当にその範囲を不当に狭めるべきでは無く、その範囲はアメリカ等と比べて遜色の無いものとされるべきである。ただし、フェアユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあってはならない。

権利を侵害するかしらないかは刑事罰がかかるかかからないかの問題でもあり、公正という概念で刑事罰の問題を解決できるのかとする意見もあるようだが、かえって、このような現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考える。現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことである。政府にあっては、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってもらいたい。

個別の権利制限規定の迅速な追加によって対処するべきとする意見もあるが、文化庁と癒着権利者団体が結託して個別規定すらなかなか入れず、入れたとしても必要以上に厳格な要件が追加されているという惨憺たる現状において、個別規定の追加はこの問題における真の対処たり得ない。およそあらゆる権利制限について、文化庁と権利者団体が結託して、全国民を裨益するだろう新しい権利制限を潰すか、極めて狭く使えないものとして来たからこそ、今一般規定が社会的に求められているのだという、国民と文化の敵である文化庁が全く認識していないだろう事実を、政府・与党は事実としてはっきりと認めるべきである。

#### c) 著作権法におけるいわゆる「間接侵害」への対応について

セーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをしてはならない。特に、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことである。確かに今は直接侵害規定からの滲み出しで間接侵害を取り扱っているので不明確なところがあるのは確かだが、現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がまず間違いなく山のように脅しや訴訟を仕掛けて来、今度はこの間接侵害規定の定義やそこからの滲み出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を来すことは目に見えているからである。知財計画2014において間接侵害への対応について記載するのであれば、著作権法の間接侵害の明確化は、ネット事業・利用の著作権法上のセーフハーバーを確定するために必要十分な限りにおいてのみなされると合わせ明記してもらいたい。

なお、スキャン代行業のような私的複製代行業については、著作物の通常の利用を妨げず、著作物の利益を不当に害しない、公正な利用として権利者の許諾なく行えてしかるべき類型もあるものと考えられ、そのような類型について速やかに整理するとともに、公正な利用と考えられる類型について、一般フェアユース条項の導入によりすくい上げられるようにするべきである。

#### d) 保護期間延長問題について

権利者団体と文化庁を除けば、延長を否定する結論が出そろっているこの問題について、継続検討するとしていること自体極めて残念なことである。これほど長期間にわたる著作権の保護期間をこれ以上延ばすことを是とするに足る理由は何一つなく、知財計画2014では、著作権・著作隣接権の保護期間延長の検討はこれ以上しないしてもらいたい。特に、流通事業者に過ぎないレコード製作者と放送事業者の著作隣接権については、保護期間を短縮することが検討されても良いくらいである。また今年、環太平洋経済連携協定(TPP)などの経済連携協定(EPA)交渉に絡み、保護期間延長などについて外国から不当な圧力がかけられる恐れが強いが、今ですら不当に長い著作権保護期間のこれ以上の延長など論外であり、そのような要求は不当なものとして毅然としてはねのけるべきである。

## e) DRM回避規制について

経産省と文化庁の主導により無意味にDRM回避規制を強化する不正競争防止法と著作権法の改正案がそれぞれ以前国会を通されたが、これらの法改正を是とするに足る立法事実は何一つない。不正競争防止法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされ、十二分以上に規制がかかっているのであり、これ以上の規制強化は、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない。ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化はされてはならない。

特に、DRM回避規制に関しては、有害無益な規制強化の検討ではなく、まず、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的な領域でのコピーコントロール回避規制（著作権法第30条第1項第2号）の撤廃の検討を行うべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に許されない。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なことと言わざるを得ない。また、同時に、何ら立法事実の変化がない中、ドサクサ紛れに通された、先般の不正競争防止法改正で導入されたDRM回避機器の提供等への刑事罰付与や、以前の著作権法改正で導入されたアクセスコントロール関連規制の追加についても、速やかに元に戻す検討がなされるべきである。

## f) コピーワンス・ダビング10・B-CAS問題について

私はコピーワンスにもダビング10にも反対する。そもそも、この問題は、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げることによって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーにとっては、B-CASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能するB-CASシステムの問題を淵源とするのであって、このB-CASシステムと独禁法との関係を検討するということを知財計画2014では明記してもらいたい。検討の上B-CASシステムが独禁法違反とされるなら、速やかにその排除をして頂きたい。また、無料の地上放送において、逆にコピーワンスやダビング10のような視聴者の利便性を著しく下げる厳格なコピー制御が維持されるのであれば、私的録画補償金に存在理由はなく、これを速やかに廃止するべきである。

## g) 著作権検閲・ストライクポリシーについて

ファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対して警告メールを送付することなどを中心とする電気通信事業者と権利者団体の連携による著作権侵害対策が警察庁、総務省、文化庁などの規制官庁が絡む形で行われており、警察によってファイル共有ネットワークの監視も行われているが、このような対策は著作権検閲に流れる危険性が極めて高い。

フランスで導入が検討された、警告メールの送付とネット切断を中心とする、著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーは、2009年6月に、憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関係する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利の1つとしてとらえられるとされ、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにするものとして、真っ向から否定されている。ネット切断に裁判所の判断を必須とする形で導入された変形ストライク法も何ら効果を上げることなく、フランスでは今もストライクポリシーについて見直しの検討が行われており、2013年7月にはネット切断の罰が廃止されている。日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにする対策を絶対に導入しないこととすべきであり、警察庁などが絡む形で検討されている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で進めることが担保されなくてはならない。

アメリカでは、議会に提出されたサイトブロッキング条項を含むオンライン海賊対策法案（SOPA）や知財保護強化法案（PIPA）が、IT企業やユーザーから検閲であるとして大反対を受け、審議が止められたが、日本においても著作権団体が同様の著作権ブロッキング法の導入を求めてくる恐れがある。

サイトブロッキングの問題については下でも述べるが、インターネット利用者から見てその妥当性をチェックすることが不可能なサイトブロッキングにおいて、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このようなブロッキングは、憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないものであり、決して導入されるべきでないものである。

これらの提案や検討からも明確なように、違法コピー対策問題における権利者団体の主張は常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。

#### h) 著作権法へのセーフハーバー規定の導入について

動画投稿サイト事業者がJASRACに訴えられた「ブレイクTV」事件や、レンタルサーバー事業者が著作権幫助罪で逮捕され、検察によって姑息にも略式裁判で50万円の罰金を課された「第（3）世界」事件や、1対1の信号転送機器を利用者からはほぼ預かるだけのサービスが放送局に訴えられ、最高裁判決で違法とされた「まねきTV」事件等を考えても、今現在、カラオケ法理の適用範囲はますます広く曖昧になり、間接侵害や著作権侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的混乱が生じかねないという非常に危険な状態がなお続いている。間接侵害事件や著作権侵害幫助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうのでは、プロバイダ責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であり、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならない範囲を著作権法上きちんと確定することは喫緊の課題である。ただし、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、絶対にあってはならないことである。

知財計画2014において、プロバイダに対する標準的な著作権侵害技術導入の義務付け等を行わないことを合わせ明記するとともに、間接侵害や刑事罰・著作権侵害幫助も含め著作権法へのセーフハーバー規定の速やかな導入を検討するとしてもらいたい。この点に関しては、逆に、検閲の禁止や表現の自由の観点から技術による著作権検閲の危険性の検討を始めてもらいたい。

#### i) 著作権等に関する真の国際動向について国民へ知らされる仕組みの導入及び文化庁ワーキンググループの公開について

WIPO等の国際機関にも、政府から派遣されている者はいると思われ、著作権等に関する真の国際動向について細かなことまで即座に国民へ知らされる仕組みの導入を是非検討してもらいたい。

また、2013年からの著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチームの審議は公開とされたが、文化庁はワーキングチームについて公開審議を原則とするには至っていない。上位の審議会と同様今後全てのワーキンググループについて公開審議を原則化するべきである。

#### j) 天下りについて

最後に、知財政策においても、天下り利権が各省庁の政策を歪めていることは間違いなく、知財政策の検討と決定の正常化のため、文化庁から著作権関連団体への、総務省から放送通信関連団体・企業への、警察庁からインターネットホットラインセンター他各種協力団体・自主規制団体への天下りの禁止を知財本部において決定して頂きたい。（これらの省庁は特にひどいので特に名前をあげたが、他の省庁も含めて決定してもらえらるなら、それに超したことはない。）

## (4) その他一般的な情報・ネット・表現規制について

知財計画改訂において、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目は削除されているが、常に一方的かつ身勝手な主張を繰り広げる自称良識派団体が、意味不明の理屈から知財とは本来関係のない危険な規制強化の話を知財計画に盛り込むべきと主張をしていくことが十分に考えられるので、ここでその他の危険な一般的な情報・ネット・表現規制強化の動きに対する反対意見も述べる。今後も、本来知財とは無関係の、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目を絶対に知財計画に盛り込むことのないようにしてもらいたい。

## a) 青少年ネット規制法・出会い系サイト規制法について

そもそも、青少年ネット規制法は、あらゆる者から反対されながら、有害無益なプライドと利権を優先する一部の議員と官庁の思惑のみで成立したものであり、速やかに廃止が検討されるべきものである。また、出会い系サイト規制法の改正は、警察庁が、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、届け出制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、改正法案の閣議決定を行い、法案を国会に提出したものであり、他の重要法案と審議が重なる中、国会においてもその本質的な問題が見過ごされて可決され、成立したものである。憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反している、この出会い系サイト規制法の改正についても、今後、速やかに元に戻すことが検討されるべきである。

## b) 児童ポルノ規制・サイトブロッキングについて

児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。

閲覧とダウンロードと取得と所持の区別がつかないインターネットにおいては、例え児童ポルノにせよ、情報の単純所持や取得の規制は有害無益かつ危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものとなる。「自身の性的好奇心を満たす目的で」、積極的あるいは意図的に画像を得た場合であるなどの限定を加えたところで、エスパーでもない限りこのような積極性を証明することも反証することもできないため、このような情報の単純所持や取得の規制の危険性は回避不能であり、思想の自由や罪刑法定主義にも反する。繰り返し取得としても、インターネットで2回以上他人にダウンロードを行わせること等は技術的に極めて容易であり、取得の回数の限定も、何ら危険性を減らすものではない。

児童ポルノ規制の推進派は常に、提供による被害と単純所持・取得を混同する狂った論理を主張するが、例えそれが児童ポルノであろうと、情報の単純所持ではいかなる被害も発生し得ない。現行法で、ネット上であるか否かにかかわらず、提供及び提供目的の所持まで規制されているのであり、提供によって生じる被害と所持やダウンロード、取得、収集との混同は許され得ない。そもそも、最も根本的なプライバシーに属する個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ることは、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の基本的な権利からあってはならないことである。

アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されているが、このような対象の拡大は、児童保護という当初の法目的を大きく逸脱する、異常規制に他ならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現において、いくら過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があると客観的な証拠は何一つない。いまだかつて、この点について、単なる不快感に基づいた印象批評と一方的な印象操作調査以上のものを私は見たことはないし、虚構と現実の区別がつかないごく一部の自称良識派の単なる不快感など、言うまでもなく一般的かつ網羅的な表現規制の理由には全くなならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現が、今の一般的なモラルに基づいて猥褻だというのなら、猥褻物として取り締まるべき話であって、それ以上の話ではない。どんな法律に基づく権利であれ、権利の侵害は相対的にのみ定まるものであり、実際の被害者の存在しない創作

物・表現に対する規制は何をもっても正当化され得ない。民主主義の最重要の基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを危うくすることは絶対に許されない。この点で、2012年6月にスウェーデンで漫画は児童ポルノではないとする最高裁判決が出されたことなども注目されるべきである。

単純所持規制にせよ、創作物規制にせよ、両方とも1999年当時の児童ポルノ法制定時に喧々囂々の大議論の末に除外された規制であり、規制推進派が何と言おうと、これらの規制を正当化するに足る立法事実の変化はいまだに何一つない。

既に、警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明な中間団体を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、ブロッキング等が行われているが、いくら中間に団体を介そうと、一般に公表されるのは統計情報に過ぎず、児童ポルノであるか否かの判断情報も含め、アドレスリストに関する具体的な情報は、全て閉じる形で秘密裏に保持されることになるのであり、インターネット利用者から見てそのリストの妥当性をチェックすることは不可能であり、このようなアドレスリストの作成・管理において、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このようなリストに基づくブロッキング等は、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないのであり、小手先の運用変更などではどうにもならない。

児童ポルノ規制法に関しては、既に、提供及び提供目的での所持が禁止されているのであるから、本当に必要とされることは今の法律の地道なエンフォースであって有害無益かつ危険極まりない規制強化の検討ではない。DVD販売サイトなどの海外サイトについても、本当に児童ポルノが販売されているのであれば、速やかにその国の警察に通報・協力して対処すべきだけの話であって、それで対処できないとするに足る具体的根拠は全くない。警察自らこのような印象操作で規制強化のマッチポンプを行い、警察法はおろか憲法にすら違背していることについて警察庁は恥を知るべきである。例えそれが何であろうと、情報の単純所持や単なる情報アクセスではいかなる被害も発生し得ないものであり、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないサイトブロッキングは即刻排除するべきであり、そのためのアドレスリスト作成管理団体として設立された、インターネットコンテンツセーフティ協会は即刻その解散が検討されてしかるべきである。児童ポルノ規制法に関して真に検討すべきことは、現行ですら過度に広汎であり、違憲のそしりを免れない児童ポルノの定義の厳密化のみである。

なお、民主主義の最重要の基礎である表現の自由に関わる問題において、一方的な見方で国際動向を決めつけることなどあってはならないことであり、欧米においても、情報の単純所持規制やサイトブロッキングの危険性に対する認識はネットを中心に高まって来ていることは決して無視されてはならない。例えば、欧米では既にブロッキングについてその恣意的な運用によって弊害が生じていることや、アメリカにおいても、2009年に連邦最高裁で児童オンライン保護法が違憲として完全に否定され、2011年6月に連邦最高裁でカリフォルニア州のゲーム規制法が違憲として否定されていること、ドイツで児童ポルノサイトブロッキング法は検閲法と批判され、最終的に完全に廃止されたことなども注目されるべきである

(<http://www.zdnet.de/news/41558455/bundestag-hebt-zensursula-gesetz-endgueltig-auf.htm> 参照)。スイスの2009年の調査でも、2002年に児童ポルノ所持で捕まった者の追跡調査を行っているが、実際に過去に性的虐待を行っていたのは1%、6年間の追跡調査で実際に性的虐待を行ったものも1%に過ぎず、児童ポルノ所持はそれだけでは、性的虐待のリスクファクターとはならないと結論づけており、児童ポルノの単純所持規制・ブロッキングの根拠は完全に否定されているのである (<http://www.biomedcentral.com/1471-244X/9/43/abstract> 参照)。欧州連合において、インターネットへのアクセスを情報の自由に関する基本的な権利として位置づける動きがあることも見逃されてはならない。政府・与党内の検討においては、このような国際動向もきちんと取り上げるべきである。

自民党及び公明党から、また危険極まりない単純所持規制を含む児童ポルノの改正法案が国会に提出され、審議が開始されようとしているが、政府・与党においては、児童ポルノを対象とするものに

	<p>せよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないこととして、危険な法改正案が2度と与野党から提出されることが無いようにするべきである。今後児童ポルノ法の改正を検討するのであれば、与野党の間で修正協議と称して密室協議に入ることなく、きちんと公開される国会の場で、現行法の問題点についても含め、徹底的な議論をするべきである。</p> <p>さらに、かえって、児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかけてもらいたい。</p> <p>また、様々なところで検討されている有害サイト規制についても、その規制は表現に対する過度広汎な規制で違憲なものとしか言いようがなく、各種有害サイト規制についても私は反対する。</p> <p>c) 東京都青少年健全育成条例他、地方条例の改正による情報規制問題について</p> <p>東京都でその青少年健全育成条例の改正が検討され、非実在青少年規制として大騒ぎになったあげく、2010年12月に、当事者・関係者の真摯な各種の意見すら全く聞かずに、数々の問題を含む条例案が、都知事・東京都青少年・治安対策本部・自公都議の主導で都議会で通された。通過版の条例改正案も、非実在青少年規制という言葉こそ消えたものの、かえって規制範囲は非実在性犯罪規制とより過度に広汎かつ曖昧なものへと広げられ、有害図書販売に対する実質的な罰則の導入と合わせ、その内容は違憲としか言わざるを得ない内容のものである。また、この東京都の条例改正にも含まれている携帯フィルタリングの実質完全義務化は、青少年ネット規制法に反している行き過ぎた規制である。さらに、大阪や京都などでは、児童ポルノに関して、法律を越える範囲で勝手に範囲を規定し、その単純所持等を禁止する、明らかに違憲な条例が通されるなどのデタラメが行われている。</p> <p>これらのような明らかな違憲条例の検討・推進は、地方自治体法第245条の5に定められているところの、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるに足ると考えられるものであり、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すべきである。また、当事者・関係者の意見を完全に無視した東京都における検討など、民主主義のプロセスを無視した極めて非道なものとしか言いようがなく、今後の検討においてはきちんと民意が反映されるようにするため、地方自治法の改正検討において、情報公開制度の強化、審議会のメンバー選定・検討過程の透明化、パブコメの義務化、条例の改廃請求・知事・議会のリコールの容易化などの、国の制度と整合的な形で民意をくみ上げるシステムの地方自治に対する法制化の検討を速やかに進めてもらいたい。また、各地方の動きを見ていると、出向した警察官僚が強く関与する形で、各都道府県の青少年問題協議会がデタラメな規制強化騒動の震源となることが多く、今現在のデタラメな規制強化の動きを止めるべく、さらに、中央警察官僚の地方出向・人事交流の完全な取りやめ、地方青少年問題協議会法の廃止、問題の多い地方青少年問題協議会そのものの解散の促進についても速やかに検討を開始するべきである。</p>
--	---

No.	意見
3	<p>(知的財産推進計画 2014 全般に対する意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>著作権法第119条第3条を即刻削除し、第30条3項も削除すべきである。 著作権法の罰則を「海賊版の販売」など悪質で営利目的のものまでに狭め、それ以外は民事裁判で決着がつけられるべきである。</li> <li>商標の対象に「音」「色彩」などが追加されることは、絶対にあってはならない。</li> <li>知的財産推進計画策定に対する意見募集では、個人の意見を尊重すべきである。</li> </ol> <p>《全文》</p> <p>(知的財産推進計画 2014 全般に対する意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>著作権法について 現在の著作権法は2012年10月に違法ダウンロードが刑罰化されたことも含めて同法自体が権利者側に傾きすぎており、同法第1条の趣旨から完全に逸脱したものとなっている。</li> </ol>

また、罰則についても親告罪とはいえ他の知的財産関連法より重くなっているうえ範囲も広く、これにより著作権侵害で訴訟や刑事裁判になることを恐れて新しいアイデアが阻害されることになり、ひいては日本国全体のイノベーションをも阻害しかねない。

更に、違法ダウンロード刑罰化は文化庁の説明によると「動画サイトで違法にアップロードされた動画を見ても罰則の対象にはならない」というのも、根拠条文となる著作権法第 47 条の 8 を見ると「(これらの利用又は当該複製物の使用が著作権を侵害しない場合に限る。)」とあり、実は未だ罰則のリスクは消えていないままとなっており、動画サイトを見るのが危険であるという状況が、依然残ったままになっている。

違法ダウンロードを刑罰化したことによる効果以上に、インターネットユーザーの必要以上の委縮が起きているのであり、この状況は著作権法第 1 条に迎合しなくなっている。

また制定過程自体もこれだけ重大なことでありながら拙速な過程になっており、「可決ありき」の審議が行われたことも否めないのである。

そのため、まず 2012 年 10 月に追加された違法ダウンロード刑罰化、著作権法第 119 条 3 項を即刻削除するべきである。また第 30 条 3 項も可能な限り削除されるべきである。

また、著作権法自体の罰則の対象も海賊版の販売など、より悪質かつ営利目的でなされた行為に限定し、それ以外の著作権侵害事案はすべて民事裁判により決着がつけられるべきである。

No.	意見
4	<p>《要旨》 知的財産権の保護強化に対する意見。知的財産権の保護強化に反対します。</p> <p>《全文》 (TPP に盛り込まれていると言われている) 著作権の非親告罪化に反対です。そもそも、世界で一番厳しいとも言われる日本の著作権法ですが、それは権利者側の「暗黙の了解」によってなんとかそのバランスが保たれてきました。しかし、非親告罪となれば、著作権侵害か否かは権利者の手を離れ、警察の手に委ねられることとなります。これでは、表現することそのものが“著作権侵害”と言われかねず、表現することそのものを萎縮させかねません。TPP に盛り込まれている(とされている)法定賠償金も問題があると考えます。</p> <p>また、これは警察権の増大にもつながります。政府などに都合の悪い情報を発信した者に対し「著作権侵害」で逮捕、拘束出来てしまうことも問題です。</p> <p>非親告罪化するのであれば、権利者と同様にフェアユース(最低でもアメリカのものと同程度)が必要となることは明白です。特に、現在の著作権法では「二次創作」も「海賊版」も等しく著作権侵害なのです。その大部分が「二次創作」で成り立っているコミックマーケットや同人誌即売会は、非親告罪化によって其の文化に幕を下ろすことになるでしょう。</p> <p>ACTA・TPP に代表される知的財産権の強化は一部の権利者にも理をもたらずもので、情報アクセスや情報利用の観点から見ても、百害あって一利なしです。</p> <p>国民の目線に立った知財戦略を切に望みます。</p>

No.	意見
5	<p>表現規制強化政策をこれ以上推進しないでください。</p> <p>日本のクールジャパンを支えてきたのは、戦後施行された憲法にある表現の自由から生まれてきたものです。アニメ、漫画、小説、映画、音楽など多岐にわたる表現は、あくまでも架空の世界であり、決して現実ではありません。なぜ、それらを規制することによって、現実が妨げられることがなくなるかと思われているのが不思議でなりません。</p> <p>架空の世界を規制するよりも、現実で起きている実在児童、青年を守る事の方が意義があるように思われるからです。</p> <p>あまり関係がないと思われるかもしれませんが、しかし、保護をうたうのならば、実在児童、青年を守れるような政策を立ててほしいです。児童ポルノは、実在している児童、青年であり、架空の世界にしか存在しないキャラクターには適応しないこと。近親からの虐待による被害者であること。この二点が非常に重要であることだと思います。</p> <p>架空の世界にいる被害者を保護することはできません。一休さんでも、屏風に書かれた虎を捕まえ</p>

	<p>てほしいなら、屏風から追い出してくださいと言っていました。これと同じことが言えます。</p> <p>これから、著作権法が新しく変わるのだと思います。親告罪が非親告罪に変わることにより、日本がこれまで育ててきた海外に誇るべきクールジャパンの一つがどうしてもなく後退する可能性が高いです。「黒子のバスケ」事件によって、あらゆるメディアに被害が拡大し、結果として自主規制による縮小が起きてしまいました。</p> <p>どうか、あの事件から少しでも規制による悪影響がどこまでも拡大していることを認識していただけないでしょうか。</p> <p>TPP 関連、その他あらゆる政策を決めていく中で、この意見が、以前の反対意見を握りつぶされることのないよう、お願い申し上げます。</p>
--	--

No.	意見
6	<p>《全文》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「アーカイブに関するタスクフォース報告書」について  <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ikenbosyu/2014keikaku/b3.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ikenbosyu/2014keikaku/b3.pdf</a>            -1.21 ページ記載 アーカイブの構築・充実に関する著作権制度の見直しについて</li> </ul> <p>記載されている内容について、賛成ですが、  「絶版資料の電子利用を全国図書館で可能とする」という点についてもご検討頂ければと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「知的財産推進計画 2013」について  <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2013.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2013.pdf</a></li> </ul> <p>-1.33 ページ記載 模倣品・海賊版対策の推進について  模倣品や海賊版については、正規の販売者やクリエイターの不利益にならないようにすべきと思いますが、一方で、著作権侵害の非親告罪化や、法定賠償金制度の導入等については慎重に判断していただきたいと思います。</p> <p>TPP の知財条項の中に非親告罪化、法定賠償金制度の導入も含まれているかと思いますが、仮に導入する場合、「商業的規模の侵害のみ非親告罪化する」「登録された著作物のみ非親告罪化する」等、一律ですべての侵害を非親告罪化せず、条件を付ける事をご検討頂ければと思います。</p> <p>法定損害賠償金についても、侵害行為に対し泣き寝入りをする権利者が減るという利点もありますが、ちょっとした侵害行為でも訴訟が容易になり、訴訟の乱発を招く恐れもあります。こちら、金額の上限について、現実的な金額を設定するなどご検討頂ければと思います。</p> <p>-2. フェアユース規定の導入について  アメリカで導入されているフェアユース規定の導入を求めます。</p>

No.	意見
7	<p>TPP 交渉における知的財産分野での一部報道が流れていますが、少なくとも孤児著作物・大規模デジタル化・二次創作対策などの実効策 がとられない限り、保護期間延長や非親告罪化には絶対反対です。このような不利な要求を付けられているのなら、交渉を脱退して欲しい。</p>

No.	意見
8	<p>孤児著作物・大規模デジタル化・二次創作対策などの実効策がとられない限り、保護期間延長や非親告罪化には反対します。</p>

No.	意見
9	<p>別紙 3 について、少なくとも孤児著作物・大規模デジタル化・二次創作などへの実効策がとられない限り、保護期間延長や非親告罪化は文化振興へ悪影響を及ぼす可能性の方が高いため、反対します。</p>

No.	意見
10	<p>私は知的財産推進計画 2014 に一言ご意見を述べようと思います。現在 T P P で議論されている知的</p>

	財産の項目の保護期間延長や非親告罪化には反対です。少なくとも孤児著作物・大規模デジタル化・二次創作対策などの実効策がとられない限り、妥協すべきではないですし、法律を改正すべきではないと思います。
--	---

No.	意見
11	少なくとも孤児著作物・大規模デジタル化・二次創作対策などの実効策がとられない限り、保護期間延長や非親告罪化には反対

No.	意見
12	<p>意見要旨 著作者の立場からしても、現在以上の著作権保護期間の延長はすべきではなく、また、非親告罪化による「二次創作」分野への圧迫をかけるべきではない。パロディ権の創設やわいせつ物罪の緩和など、より自由な作品作りができる法的環境を整えるとともに、児童ポルノにおける単純所持規制のような、著作物や著作者に致命的な圧力をかける政策を撤回すべきである。</p> <p>「知的財産推進計画 2013」および、知的財産政策全般について</p> <p>本文</p> <p>私は、小説や記事などを書くことで生計を立てている著作者です。細々とではありますが、いくつかの名義で数十冊分の出版暦（主に電子書籍）があり、著作権法における知的財産保護の恩恵にあずかっている立場でもあります。しかしながら、昨今見られる、過度の保護強化に関しては、作家である私の立場からしましても、恩恵よりも負担、負荷の方がずっと大きくなってしまってきています。</p> <p>第一に、著作権保護期間の現時点以上の延長は、本来の意味である著作者の保護という意味合いからかけ離れてしまうものです。</p> <p>長すぎる保護期間は、一部の有名作品に関しては、本来、もはや自由に公開されて然るべき作品群への制約をきつくするものになってしまっていますし、その他のほとんどの作品・資料を、事実上の死蔵状態に追いやりかねないものです。このまま、期間が延長を続ければ、近年の課題である資料のフリー公開化は、権利問題の関係で遅々として進まず、自由な著作物の利用はますます難しくなってしまうでしょう。</p> <p>一つの作品を書くにも、多くの過去の資料にあたることもある、作家の立場としましても、自由に資料に触れられてこそ作品作りが円滑に進むという部分は大きく、これ以上の期間延長には反対です。さらに言えば、よりスムーズな情報のやり取りを推し進めるという点で、保護期間はもっと短くてもいいという考え方もできるのではと思います。</p> <p>第二に、著作権の「非親告罪化」には反対です。</p> <p>書籍・雑誌、あるいはネット空間で見られる各種著作物の中には、権利関係がグレー、あるいはブラックというものも少なくありませんが、そうしたものについても、多くの場合、訴えが起こされることはなく、四角四面になることのない、自由な作品作り、楽しみ方が行われています。</p> <p>その最たるものが、著作権のある他作品のパロディを扱う「二次創作」であり、その書籍版を扱う「同人市場」だけでも数百億円以上にのぼると言われ、もちろん、それらの作品価値は極めて高いものがあります。</p> <p>しかし、一度非親告罪化が行われたとなると、同人誌やWEB上などで展開されている無数のジャンルが一举に「犯罪」ということになってしまいかねず、創作という行為自体が、深刻な萎縮を招く恐れがあります。また、軽微な違反を突かれて、自由なネット利用が難しくなれば、情報の受け手としても、作家としても、萎縮は免れません。以上のような理由から、著作権法の非親告化については明確に反対です。</p>

むしろ、明確にパロディ権や自由利用に関する権利付与などを法条文に盛り込み、より多くの表現の自由や、ネット空間上の自由などを保証する形になっていった方が、作品の作り手としても受け手としても有益です。

第三に、これは直接的な「知財」的な施策ではありませんが、現在行われようとしている児童ポルノ禁止法の改正、「単純」（性的好奇心目的）所持の処罰化についても言及しなければなりません。

この「単純所持」違法化が成立すると、十八歳未満のように見える男女の裸や半裸、下着、あるいは水着等々の写真や映像などがあるだけで処罰される恐れがあり、そのため少しでも可能性のあるものは廃棄せねばならなくなるのですが、これらのことは、多くの作家、著作者に、非常に大きな脅威となっているのしかかっています。

仮に自分が撮影し、刊行された写真であっても、あるいは、自分が書いた小説や記事などが掲載された雑誌等に、該当するような写真が一枚でも載っていたら廃棄せねばならず、実物の保護という、もっとも重要な著作権保護がないがしろにされているからです。

違法なコピーがネット等に出回るよりも、ある意味でははるかに深刻な「権利の侵害」が、著作者たちにもたらす損害ははかり知れませんが、多くの資料等を有する作家たちにとって、該当する恐れのある写真や映像を一つ残らず廃棄するのは、現実的にはかなり難しいものがあります。現代の「焚書法」として悪評高い児童ポルノ禁止法改正案ですが、やはり「焚書」と作家の生きやすい環境は両立し得ないというのが現実です。もっとも有効な「知的財産」と著作権者の保護策は、児童ポルノ禁止法に「単純」所持を盛り込まないことです。

第四に、「わいせつ物罪」の緩和です。

かねてから、「被害者なき犯罪」と位置付けられ、自由な表現の障壁となってきた刑法175条、いわゆる「わいせつ物」関連罪ですが、近年は、実写等の媒体のみならず、修正の入った漫画などにも適用されるようになり、そのため、漫画等の執筆に際して、プロアマ問わず、かなりの萎縮が発生しています。

どこまで修正を大きくしても、摘発のリスクが完全にはなくならないということもあり、プレッシャーは激しいものがあります。しかし、そもそも論として、インターネット等を通じて、露出の激しい海外の写真や映像に触れられる現在、人権や権利の侵害性が認められない、単なる「わいせつ」だという理由で、書き手の筆を鈍らせてしまうのは、時局に沿ったものとは言えません。

いわゆるクラブやダンスを規制していた風俗営業法も、緩和的改正に向かっている現状等も考慮し、わいせつ物関連法もまた、緩和し、より自由な作品作りを保証することが、ひいては、知的財産の振興、保護にもつながるのではないかと思います。

少なくとも、裁判上でも、「わいせつ性が低い」と解釈されることが多い漫画等に関しては、早急に法を改め、刑法175条の対象外としても、何ら差し支えはないかと思われれます。

No.	意見
13	<p>特に著作権について意見を申し上げます。</p> <p>「知的財産政策ビジョン」（2013/6/7）にも強調されておりますように、コンテンツの充実はネットワーク産業全体の発展の鍵であります。そのためには、既存コンテンツが柔軟に利用できることが重要です。よく知られているように、ディズニー社は、白雪姫など、グリムやアンデルセンなどの著作権の切れているコンテンツを活用し付加価値をつけて大きなビジネスにしました。ロミオとジュリエットなどは、ウェスト・サイド・ストーリーなど、さまざまな形で再利用されています。音楽の分野でも、クラシックのカバー・バージョンはよく知られています。</p> <p>現在 TPP 交渉で議論されているという著作権保護期間の延長は、このようなコンテンツの再利用の大きな障害となると予想されます。著作権機関を 70 年に延長したとしても、その利益が享受できるような著作者はきわめて少数です。これについては研究報告もありますが、延長による著作権収入の増</p>

	<p>加は 1% に満たないとされています。また米国と異なり、わが国では、延長によって利益を得る映画などのコンテンツ企業も皆無と思われず。</p> <p>現在でも、大多数の著作物は、著作者も不明で保護期間が確認できない、いわゆる「孤児著作物」となっております。保護期間を延長することにより、「孤児著作物」が大幅に増え、映画化、音楽の実演などの再利用が非常に困難になります。また、こうした過去のコンテンツは、書籍や映画フィルムなど劣化の危機にあります。しかし、現在の著作権法では、国立国会図書館以外は著作者の許諾なしには、デジタル化して保存を図ることができません。保護期間の延長は、こうしたデジタル化、アーカイブ化を非常に難しくするものであります。たとえば電子書籍業界においては、各電子書店が「青空文庫」にある夏目漱石などのタイトルを品揃えのとして活用しています。「青空文庫」は著作権保護期間が満了したもののみを電子化しているのでもし保護期間が延長されれば、この活動は停止され、新しいコンテンツは今後 20 年は入ってこないこととなります。</p> <p>このように、保護期間の延長は、米国にとってはいざ知らず、わが国にとっては百害あって一利もないものであり、ぜひ阻止していただくようお願いいたします。</p>
--	--

No.	意見
14	<p>《要旨》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権保護期間延長に反対。期間延長の場合は孤児著作物対策の内容を明らかにせよ。</li> <li>・TPP 加盟に伴う著作権保護強化に対していかなる対策を考えているのか明記せよ。アメリカ型フェアユース制度を導入せよ。</li> <li>・表現規制を緩和し、自由な創作活動を奨励せよ。</li> </ul> <p>《全文》</p> <p>知的財産推進計画 2014」の全般に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相変わらず、業界団体と官庁の要求のみが重視され、我が国が知財分野においていかに利益をあげていくのかといった視点があり見られないのは残念である。まず、我が国が知財問題において注力すべきは、TPP 加盟後、TPP の共通ルールが適用される中で、いかに我が国の知的財産を保護し、我が国の創造力を高めていくということではないか。マスコミ報道によれば、我が国はアメリカとの交渉で著作権保護期間を作者の死後 50 年から 70 年に延長することに同意したということだが、これは全くの愚策である。既にウォルト・ディズニーの作品の著作権料によって莫大な利益をあげているアメリカに対して、我が国が海外から著作権料を受け取るような作品はほとんどない。むしろ著作権保護期間を短縮したほうが我が国の利益は大きいのではないか。また、著作権保護期間の間に著作権保有者の所在がわからなくなってしまう、いわゆる孤児著作物が、著作権保護期間延長によって大量に発生してしまうことについて、いかなる対策を講じるつもりなのか知的財産推進計画 2014 で明らかにしてもらいたい。</li> <li>・アメリカにならって、我が国が著作権保護を強化し、著作権侵害を非親告罪化したり、法定賠償金制度を導入した場合、我が国の二次創作活動は死滅し、我が国の創造力は枯渇するであろう。このような問題に対して知的財産推進計画 2014 ではどのような対策を考えているのか明らかにしてもらいたい。韓国は韓米 FTA 締結に伴ってアメリカ型のフェアユース制度を導入したが、日本も TPP 加盟に伴い、アメリカ型のフェアユース制度の導入をおこなうべきではないか。</li> <li>・東京都が 2010 年に青少年健全育成条例に追加した指定基準に基づく不健全図書指定を施行 3 年で強行した。この条例は改定時に都議会から慎重運用を提言されていたにもかかわらずである。今回の指定は我が国のマンガ・アニメ産業に大きな波紋をもたらしている。さらに一部の国会議員の中には地方の青少年健全育成条例だけでは飽きたらず、青少年健全育成法の制定を目指す動きもある。「クール・ジャパン」の掛け声の下にマンガ・アニメの輸出を奨励しながら、一方で規制を強化し、創造の幅を狭めるというのはどういうことか。現在、小さな子どもに過激なシーンが存在するマンガ・アニメを見せない区分陳列は全国で徹底している。規制強化から規制緩和に政策を転換し、マンガ・アニメの自由な創作活動を奨励する方向に転換する時期にきているのではないか。知的財産推進計画 2014 には表現規制の緩和を盛り込むことを要求する。</li> </ul>

No.	意見
15	<p>非親告罪については一方的な司法側の裁量となる恐れがあると思えました。</p> <p>司法側の担当者の裁量で逮捕が決まるのは今も昔も変わりませんが、非親告罪化すると担当者の裁量</p>

	<p>の幅が過剰に広がるのではという不安を覚えました。</p> <p>実際に非親告罪で取り締まって欲しいと思う著作者もいらっしゃると思いますので、非親告罪化を一律排除とは言いません。</p> <p>著作者が申請を行った場合のみ非親告罪化を適用するなど、一元化では無く、今の時勢に合った形態に行っていくべきだと思います。</p> <p>また、著作者を参考人として招致しているとはいえ、中核は著作者でない方々がガイドラインを作ろうとしているのですから、議論含めてもっと透明化していかなければ世論や著作者の方々に受け入れられないと思います。</p>
--	---

No.	意見
16	少なくとも孤児著作物・大規模デジタル化・二次創作対策などの実効策がとられない限り、保護期間延長や非親告罪化には反対

No.	意見
17	非親告罪化には反対です。 フェアユース制度などの創作文化への保証が無いと賛成できません。

No.	意見
18	<p>現在、日本の知的財産全般について大きな影響を与える、現在参加についての議論が佳境となっている TPP（環太平洋戦 略的経済連携協定）において、知財条項について「著作権保護期間の 70 年までの延長」をはじめとする米国からの要求は実質受け入れる方向である、という 情報がすでに一部報道でなされているが、非常に問題が多い。</p> <p>特に「海賊版対策を強化する」ことを理由に、現状の世界的にみても厳しすぎる上に分かりづらく、厳密に解釈すれば日常生活で著作権に違反し ないことなど不可能な（ややもすれば落書、鼻歌ひとつですら違法になりかねない）日本の著作権制度をそのままに、TPP で要求されている「著作権の非親告 罪化」や「法廷賠償金」を導入してしまえば、著作権本来のありかたである「権利者の意思」とは無関係な第三者による（愉快犯的なものや、本来は違 反でなくとも悪意によるいたずら、恫喝のようなものも多数含むことになることは予想できる）通報が乱発され、コンテンツの作成や利用、ひいては創作すること（絵、音楽、他すべてにおいて）そのもののリスクが非常に高くなり、結果としてプロ・アマチュア問わずコンテンツそのものが委縮してい くことになるであろう。</p> <p>現在日本において著作権が濫用されていないのはひとえに現在の著作権が親告罪であることによる。</p> <p>親告罪であるから、ある作品のファンが感想などに合わせて絵や文章などを描き、ファン同士のコミュニティ的なホームページやサイトに投稿したり しただけでは、権利者が損害をこうむると判断して訴えを起こさない限り、罪に問われることはない。加えてファンからの好意的な反応による、パロ ディを含むコンテンツの活用は口コミによる宣伝でもあり、人気の証明でもあることから、現状では黙認されるケースが多い。基本的に権利者とユー ザー双方にメリットのある Win-Win の関係を生むからである。</p> <p>またそのようなコンテンツから広がる裾野の広さが次代の創作者を生み出してきた。現在活躍しているプロの漫画家・作家の中にもパロディから 創作を始めた人物は数多く、プロとなった現在でも趣味として続けている人物も多い。ファン活動を犯罪化することによって得られるものは現状でも将来でも皆 無である。犯罪となるべきではないものまで犯罪にしてしまう危険を防ぐための実効的対策をとらずに、著作権を非親告罪とし、法廷賠償金を導入する ことには反対する。</p>

No.	意見
19	少なくとも孤児著作物・大規模デジタル化・二次創作などへの実効策がとられない限り、保護期間延長や非親告罪化は文化振興へ悪影響を及ぼす可能性の方が高いため、反対します

No.	意見
20	保護期間延長や非親告罪化による、孤児著作物・大規模デジタル化・二次創作（二次利用）への影響はかなり大きいと思われます。その制限ゆえに、文化振興とは逆の向きに進んでしまうのではないかと

	と私は懸念しています。少なくともこれらへの現実的な実効策がとられない限り、保護期間延長や非親告罪化は悪影響のほうが強いと考え、反対いたします。
No.	意見
21	<p>孤児著作物に関する裁定、デジタル化に関する権利に関する問題 二次創作に関するガイドライン等、すべき対策がなされないまま、著作権のみが延長されてゆくのは反対です。</p> <p>また非親告化に関しては、スラップ訴訟を増加させる懸念があることから、強く反対を致します。</p>
No.	意見
22	少なくとも孤児著作物・大規模デジタル化・二次創作対策などの実効策がとられない限り、保護期間延長や非親告罪化には反対
No.	意見
23	少なくとも孤児著作物・大規模デジタル化・二次創作などへの実効策がとられない限り、保護期間延長や非親告罪化は文化振興へ悪影響を及ぼす可能性の方が高いため、反対します
No.	意見
24	少なくとも孤児著作物・大規模デジタル化・二次創作などへの実効策がとられない限り、保護期間延長や非親告罪化は、文化振興へ悪影響を及ぼす可能性が高いため、反対します。
No.	意見
25	<p>いつも文化振興につきましては特段のご配慮いただきありがとうございます。 このほどパブリックコメント募集とのことで、コメントさせていただきます。 「知的財産推進計画 2014」全般においてのパブリックコメントです。特に TPP 交渉において、著作権保護期間延長と著作権侵害等の非親告罪化が合意に達しつつある、あるいは達したとの報道を耳にします。</p> <p>それについて、孤児著作物・大規模デジタル化・二次創作対策などの実効策がとられない限り、保護期間延長や非親告罪化は、文化振興へ悪影響を及ぼす可能性の方が高いため、反対とコメントします。特に非親告罪化は文化振興に悪い効果しか与えない上に、過剰に行政コスト、取締りのコストを押し上げます。国の投資は別の方向で使うべきだと思います。</p> <p>このままでは文化は保護と言いながら死んでしまいます。 文化はフェアに使われてこそ生き残るし、それ以上にフェアユース環境でこそ振興されるものです。フェアユース制度などの環境を実効的に整えないまま、ただ保護期間延長・非親告罪化は、禁酒法と同じで不法利用を増やすだけで害しかありません。</p> <p>強く反対し、再考をおねがいします。</p>
No.	意見
26	<p><b>【要旨】</b> TPP 批准による著作権保護期間延長・非親告罪化に反対する。また、違法ダウンロード刑罰化、児童ポルノ禁止法及び青少年健全育成法による創作物規制及び単純所持規制、3D プリンターの流通及び購入の規制にも反対する。</p> <p><b>【本文】</b> 私は最近 TPP 批准による知的財産への影響を危惧している。特に著作権保護期間延長と非親告罪化である。</p> <p>著作権保護期間延長については、既に読売新聞などで 50 年から 70 年に延長することを合意したと、報道されている。しかし、個人的にはこれが日本にとって有益であるかは疑問に残る。</p> <p>現在の 50 年の保護期間は十分長いように思われる。これが更に 20 年分延びてしまうと、例えば保護期間の切れた作品を無償でインターネット上で公開している「青空文庫」は、大きな打撃を受ける。既に公開された作品の幾つかをお蔵入りにしなければならなくなり、あと数年で公開できる筈だった</p>

谷崎潤一郎や江戸川乱歩の作品は 20 数年後までおあずけとなってしまう。非常に残念なことだと思う。

そもそも、この著作権保護期間延長は著作権に厳しいディズニーのためにあるのではないのか？それならばディズニーの著作権の保護期間だけ延長するように取り決めればいいものを、谷崎や江戸川のファンはいい迷惑ではないか。正直なところ、日本はアメリカの言いなりになって合意しているだけではないのか。情けない話だ。

更に問題なのが非親告罪化で、これを導入すれば二次創作は誰にでも悪意をもった通報ができるようになる。こんなものを導入するとは、よほど検挙率をあげたいと見える。他国と日本とでは、まったく事情が違う。これでは、小説や映画のパロディーも犯罪とされかねない。明らかに表現を委縮させるものだ。

コミックマーケットはどうなるのだろう。活気溢れるイベントだが、一昨年の冬に脅迫を受けて大規模な自粛をしたように、一人でも告発されれば相当委縮するはずだ。

そして、保護期間延長や非親告罪化の一体何が日本にとって得なのか、我々は知らされていない。得をするのは一部の権利者だけではないのか？特に非親告罪化は一般人にとって脅威になるだけではないのか？

そもそも、TPP 関連の報道は農業・関税のことばかりで、知財のことは殆ど表に出てこない。まるで知らないという国民も少なくないはずだ。よって、政府は国民の知財に対する反応も大して何うことはできていないだろう。それを承知で知財の交渉に参加しているのか。このことは、今後外務省の TPP 対策本部にも問いただすつもりだ。

どうしても保護期間延長・非親告罪化を取り入れたいなら、孤児著作物に関する法整備や一般フェアユース条項の導入が必要だろう。

また、多くの反対意見が寄せられたにも関わらず導入された違法ダウンロード刑罰化の見直し、児童ポルノ禁止法や青少年健全育成法の著作物規制及び冤罪を生みかねない単純所持規制の撤廃を、強く希望する。

尚、現在 3D プリンターで銃を作った男性が逮捕された事件を受けて、3D プリンターの購入・流通を規制すべきではないかという声が出ている。私は武器を作れるからといって 3D プリンターを規制することは、武器以外に人間の助けになるものを作り出せるかもしれない、日本の技術の発展を著しく阻害する可能性を感じ、疑問視していることを、最後に記しておく。

No.	意見
27	簡潔に申し上げますと、我が国の TPP への参加に伴って導入されると見られている著作権違反の非親告罪化に反対いたします。 理由は、練習としての模写や作品への愛情表現としての二次創作、孤児著作物や過去の著作物等顧みられづらいものの再評価・再普及、常識の範囲内での拡散といった、創作文化を活性化させる範囲内での流通を妨げずに非親告罪化する方策がないためです。

No.	意見
28	別紙 3 について、孤児著作物・大規模デジタル化・二次創作について柔軟な対応策がとられない限り、著作権の保護期間延長や非親告罪化には反対します。

No.	意見
29	著作権保護期間の 70 年延長に反対いたします。率直に言って現行の死後 50 年でも長すぎます。米国の一私企業の都合でこれ以上著作権の仕組みを歪ませるべきではないと考えます。作品発表後 25 年の保護期間プラス、著作権者が望み、所定の手数料を払った場合のみ 50 年に延長あたりが適切なのではないかと思っています。重すぎる知的財産権の保護はイノベーションを殺します。

No.	意見
30	■要旨 「知的財産推進計画 2013」の記載事項について

	<p>環太平洋経済連携協定（TPP）などの経済連携協定（EPA）に関連した「著作権違反の非親告罪化」の動きに断固反対します。</p> <p>■本文</p> <p>権利を侵害するかしなないかは刑事罰がかかるかかからないかの問題でもあり、公正という概念で刑事罰の問題を解決できるのかとする意見もあるようだが、かえって、このような現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考えます。現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幇助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならない事です。政府にあっては、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を図るべきです。</p> <p>非親告罪化のボーダーラインは「営利目的の海賊版に限定」して取り締まり「研究」「論説」「政治活動」を目的とした著作物の利用は例外なく対象外にすべきです。これが刑法上の問題や様々な人権を考慮したギリギリのバランスです。</p>
--	--

No.	意見
31	<p>本計画関連し日本の独自発展を阻害するTPPに関して意見いたしたく存じます。</p> <p>&gt;別紙3、及び別紙4</p> <p>の件に関連して現在TPPの知的財産権保護が関わってきます。引用やパロディ等の著作物の二次利用は現行法では著作権者の裁量に委ねられる「親告罪」ですが、TPPはそれを捜査機関に委ねる「非親告罪」化を求めています。自由な研究や創作が侵害され、著作権者の意向も蔑にし、それが何かも解っていない一捜査員の判断による魔女狩り的な悪法と成りえ、断固認められるものではありません。</p> <p>他の分野にも問題が多く売国条約ともいえる内容のTPPには、国民の生活を預かる政府として強くTPPへの不参加を求めて頂きたく存じます。</p>

No.	意見
32	<p>《全文》</p> <p>8PのTPPについて。フェアユース等の一般規定策定やダウンロード違法化・刑罰化の撤回などといった、過大な権限を握る企業権利者から権利を一般市民に取り戻して市民を保護する施策が無い状態では、TPPによる保護期間の延長・非親告罪化・法定損害賠償化などは到底受け入れられない。(2012年に著作権法に追加された権利制限の個別規定は限定的であり、到底フェアユースと呼べたものではない。) 米国で前述のような法制度が成立しているのはフェアユース規定が存在して多少なりともバランスが取れているからこそであり、そのバランスに対する意識無しに保護強化策のみを取るようでは、日本の知財法制度は米国をも超えた極端に厳しいものとなってしまう、国民に多大な不利益がもたらされることが懸念される。この危険性がある以上、TPPには参加すべきではない。むしろ権利者不明の孤児作品がいたずらに増えてしまう事を考えれば、著作権保護期間は短縮されることが望ましい。</p> <p>26Pの私的録音録画補償金については、DRMが搭載されている機器や環境からも補償金を取るのだとすれば事実上、自由度と金銭の二重取りとなり、屋上屋を架す事にしかならない。現在普及している録音録画機器や動画音楽配信プラットフォーム等にはほぼ全てDRMが搭載されている現状を鑑みれば、対象の拡大は行うべきではない。</p> <p>同じく26Pのクラウド型サービスについて、日本は「まねきTV」「ロクラクII」などに代表される厳格過ぎる制度や運用により、米国などの他国に比べ明らかにクラウド型サービスの発展が遅れている。前述のフェアユース規定等を導入することにより制度を緩和し、今後さらに重要性を増していくクラウド型サービスの発展を促すべきである。なおクラウド型サービスとは異なるが、スキャン代行サービスのような私的複製を代行するサービスも、私的複製の範囲を踏み越えるような侵害が無いものであれば、こういった規定により合法のお墨付きを与えるべきである。</p>

	<p>なおダウンロード違法化問題の際、一般市民からのパブリックコメントの大半が反対意見や懸念であったが、結果としてその声は無視された。この声もそれらと同じように無視されないことを祈るばかりである。</p>
--	--

No.	意見
33	<p>「知的財産推進計画 2014」の全般に関する意見</p> <p>昨今の報道等から伝わってくる T P P の交渉結果を見る限り、知財分野において日本は、ほとんどアメリカの言いなりになり、著作権の保護期間の延長や非親告罪化等について、国民の頭越しに秘密裏に妥結しようとしているようだが、それは、これまでの長年にわたる国内議論を蔑ろにするものではないのか。あまりの横暴に強い憤りと徒労感を覚える。</p> <p>T P P 交渉がすでに大詰めを迎える中、今さらパブコメを募って何が出来るというのか。そもそも知財戦略本部は T P P の交渉に影響力を持っているのか？ T P P への地ならしとして「国民の声は聞き（流し）ました」というアリバイ作りのためにやっているだけなのではないか。</p> <p>今後、T P P を錦の御旗に、結論ありきで権利者側におもねるだけの法整備を進めるのなら、知財戦略本部に存在意義など無い。そんな無能な組織には即刻解散してもらいたい。国民を愚弄するのもいい加減にしてほしい。</p>

No.	意見
34	<p>T P P による非親告罪化について反対します。</p> <p>元々海賊版の規制が狙いなわけです。その範囲を規制すればいいだけに二次創作等にまで向けてしまえば、同人協会、コミックマーケットは大ダメージ。</p> <p>そこで画力など力を付けるものを規制すれば日本の産業の衰退が予測されます</p> <p>アメリカが守りたいものはこれでは無いわけですから、アメリカの要望する海賊版の等の規制だけで押さえてくれることが w i n - w i n な合意だと思います。</p> <p>ぜひその点の考慮ご検討ください。</p>

No. 8	意見
35	<p>少なくとも孤児著作物・大規模デジタル化・二次創作などへの実効策がとられない限り、保護期間延長や非親告罪化は国民の文化振興へ悪影響を及ぼす可能性の方が高いと思われます 上記理由により反対いたします</p>

No.	意見
36	<p>著作権保護期間が 70 年に延長されようとしている、という報道がなされています。</p> <p>著作編保護期間の延長はアーカイブ化に際する権利処理の困難さをさらに増加させるだけでなく、孤児著作物や死蔵作品の増加を招き、社会内における文化的制作物の活発な循環を低下させてしまいます。また著作権侵害の非親告罪化についても同様の問題を引き起こします。日本の文化の活性化にとって、著作権保護期間の延長は問題が多すぎます。知的財産戦略本部が、この問題に対して十分な配慮をした行動を起こされることを望みます。</p>

No.	意見
37	<p>孤児著作物・大規模デジタル化・二次創作などへの実効策がとられない限り、保護期間延長や非親告罪化は文化振興へ悪影響を及ぼす可能性の方が高いため、反対します</p>

No.	意見

38	著作権が死後 70 年間に延長された場合、公共の財産とも言うべき文化作品を基に新たな文化が創造されるといふ、文化の循環が阻害され、結果的に将来的な知的財産を損なうことになる恐れがある。そのため、延長には反対である。
----	---

No.	意見
39	別紙 3 について 少なくとも孤児著作物・大規模デジタル化・二次創作対策などの実効策がとられない限り、保護期間延長や非親告罪化には反対します。

No.	意見
40	知的財産推進計画 2014 に対する意見  著作権の保護期間 70 年に反対します。 対応策もなく、ただむやみに期間を延長してもなにもならない。 著作権が切れて自由に読むことが出来るようになれば、そこから又ブームが起こったり、新しいファンの獲得やその関連する書物への波及効果も見込める。 窓口が広ければそれだけ影響は大きいと思う。  孤児著作物・大規模デジタル化・二次創作対策などの実効策がとられない限り、保護期間延長や非親告罪化には反対します。

No.	意見
41	著作権保護期間 70 年は反対です。 非親告罪化、ネット規制、監視、検閲による冤罪するような著作権保護期間は断固反対です。 大企業、政府、マスコミがネット検閲し、接続を遮断を企もうとしている TPP そのもの自体も反対です。

No.	意見
42	アメリカ等と謙遜のない範囲で一般フェアユース条項を導入すること。 ダウンロードの違法化条項の撤廃。 有害無益な TPP による著作権の保護期間の延長と著作権の非親告罪化と法廷賠償制度に反対。 日本だけが加盟し全世界に恥を晒す結果となっている ACTA に反対。 児童ポルノ禁止法における自称良識派団体の要求は非常識なものが多く、単純なネットのアクセスすら危険極まりないものにし、文化の衰退に貢献するため単純所持規制や性的好奇心を満たす目的での規制は論外と言えよう。 また、憲法 21 条で禁止されているので著作権、児童ポルノ規制を名目にした検閲にも反対である。 児童ポルノ禁止法や東京都や各都道府県の青少年健全育成条例等における表現規制は一つ科学的根拠を持たず、ただ文化の衰退に貢献するだけでしかないので反対である。 著作権は保護されるべきものであるが、日本では保護され過ぎており文化と産業の発展を阻害する可能性があるため、規制を緩和することを求めたい。

No.	意見
43	現在、著作権保護期間が 70 年に延長されようとしているという報道がなされています。 これに強く反対します。利益を得るのは、ごく少数の著名な作家に限られているという弊害はこれまでも繰り返し指摘されています。 またこの延長は、研究活動に重大な支障を来します。 例えば青空文庫や近代デジタルライブラリーでの作品の閲覧が大きく制限されます。 これらは、人文学の研究分野に不可欠の研究資源であり、過去の膨大な資料を自由にネットで見られるという環境の発展が、ここ数年の人文学の研究活動を大きく前進させました。 今回の延長は、間違いなく人文学の研究活動を大きく停滞させるはずで、昔のように膨大な作品が自由に読めず、複写依頼や図書館への申し込みなど煩瑣な作業を経ねばならなくなると考えると悪夢のようです。ぜひとも著作権保護期間を 50 年のままにさせていただきたく思います。

No.	意見
44	<p>(「知的財産推進計画 2013」の内容を踏まえ、「知的財産推進計画 2014」全般に対する意見として)</p> <p>1) TPP 知財分野でも重要議題となっていると思われる著作権保護期間延長・非親告罪化について、少なくとも現行の制度上に上乗せする形での制定には反対する。もし盛り込むのであればそれは著作権政策の欧州型からアメリカ型への変容を意味するものであるし、今後その方向を目指すのであれば「著作物の登録制度」や「『より正しい・広汎な』フェアユース制度」とワンセットになったものであるべき。知財本部にアメリカ型著作権政策へ舵を切る覚悟はあるのか。</p> <p>2) 「知的財産推進計画 2013」の第 4 項として取り上げられている「コンテンツを中心としたソフトパワーの強化」について、人材育成・クリエイターの裾野の拡大といったことが謳われているが、現状を見る限り全く正反対に進んでいるようにしか見えない。1) の著作編保護といわゆる「二次創作」から生まれるクリエイターといった現状との乖離、児童ポルノ法の対象に創作物を盛り込もうとする動きに対して何ら手を打とうとしていない事、等々。「本気でやる気があるのか」と言わざるを得ないお寒い状況を今後どのように改善していこうとしているのか、きちんと道筋をつけて頂きたい。</p>

No.	意見
45	<p>少なくとも孤児著作物・大規模デジタル化・二次創作対策などの実効策がとられない限り、保護期間延長や非親告罪化には反対です。</p>

No.	意見
46	<p>《要旨》 著作権法違反の非親告罪化、著作権保護期間を死後 50 年から 70 年まで延長、ダウンロード刑罰化を全著作物に拡大、法定損害賠償制度などがアメリカから求められているが、アメリカ同等、またはそれ以上のフェアユースの導入などの対策を講じないまま、これらを導入することには断固として反対する。</p> <p>《全文》 アメリカの著作権制度は非親告罪である。しかし、アメリカをはじめ様々な国にはフェアユースが存在する。加えて、アメリカの場合、著作権が登録制となっている上、被害者が訴追を求めない限り、法律を執行しないことが原則であることから実質的に我が国の親告罪と同じようなものである。 我が国の著作権制度は世界一厳しいと言っても過言ではない。そのような状態で非親告罪化などを飲んでしまったら、最悪の場合、コミケや二次創作どころか、新聞などの記事を引用しただけで摘発、という言論統制法に早変わりしかねない上著作物を利用するのが著しく困難になる。 アメリカ並みのフェアユースの導入が無理というのなら、著作権法 121 条の 2 レコード複製違反条文の変更することにより、非営利、二次創作は適用外にすることが可能となり、完全に海賊版だけを取り締まることができる。 もっとも、それ以前 TPP は脱退すればいいだけの話である。</p>

No.	意見
47	<p>主にコンテンツ関連に対して意見を申し述べます。 現在著作権侵害に対して権利者の申告に基づいて捜査を行う親告罪という形式がとられているが、TPP の取り決めの中にそれを非親告罪化する文言が含まれていると見られる。 日本のコンテンツの隆盛は二次創作やパロディの存在有ってこそのもので、もし非親告罪化が現実化した場合、警察行政の主観に基づく取締りやそれに伴う自主規制などの萎縮のせいで商売の種をみすみ潰してしまう懸念が拭えません。 現在のコンテンツが直面する危機は非親告罪化だけではなく、東京都の青少年健全育成条例のような行政による実質的な検閲や流通の制限、先の改正による実質的な創作行為に対する介入ととられても仕方の無い文言、議会に提出が噂される「青少年有害社会環境対策基本法案」、果ては「児童ポルノ禁止法」改正に伴って議題に上る創作物に対する無根拠且つ、実在する児童の性的虐待被害者を盾にした表現の自由の侵害を求める意見など、コンテンツ産業の屋台骨を揺るがす問題が山積しております。 幾つかコンテンツ産業の強化に繋がりうる案が出されておりますが、先に挙げた諸問題を抜本的に解決しない限り、恒常的な産業保護は望めません。</p>

	<p>次に規制に対する有り方ですが、ダウンロードに対する刑事罰や過剰なコピーコントロールなどユーザーの利便性を無視した規制は根本から見直すべきです。</p> <p>音楽業界の事例を鑑みるに、音楽の権利の管理団体が採った施策は、音楽商品に触れるチャンスを摘み取るようなものばかりで、新たなユーザーの開拓に繋がらないどころか、ジリ貧になってしまっていて逆効果としか思えません。</p> <p>ある程度の割り切りが必要な部分は有ると考えます。</p>
--	--

No.	意見
48	「アーカイブに関するタスクフォース報告書」につきまして、著作権侵害の非親告罪化に反対いたします。フェアユース等の整備がされない現状では時期尚早と考えます。

No.	意見
49	私は著作権の非親告罪化に反対です。 日本ではすでに二次創作が文化として根付いており、非親告罪はその文化を衰退させるだけです。日本には日本に合った知的財産の守り方があるはずです。

No.	意見
50	著作権保護期間が 70 年に延長されることに反対します。私は青空文庫で太宰治や芥川龍之介の文章を楽しんでいます。江戸川乱歩や三島由紀夫がここに加わるのが 20 年以上も伸びるのは嫌です。

No.	意見
51	少なくとも孤児著作物・大規模デジタル化・二次創作対策などの実効策がとられない限り、保護期間延長や非親告罪化には反対します。

No.	意見
52	著作権保護期間延長には反対です。知的財産は著作者だけではなく広く人民一般がその享受の権利を持つべきであり、著作権保護期間の延長は知的財産の悪しき独占であります。

No.	意見
53	<p>1. 「知的財産推進計画 2014」の全般に関する意見</p> <p>TPP の知的財産関連の交渉において、著作権保護期間を権利者の死後 70 年に延長することに他国と合意、との報道がありました。</p> <p>これまで日本国内での審議会等において、保護期間の死後 70 年への延長は慎重に検討すべき、という結論が出ていたものと記憶しています。これらの議論の積み重ねを、TPP のような国民による議論の介在しない場所で反故にすることは許されません。</p> <p>同様に、TTP には著作権侵害の非親告罪化も含まれていると言われていますが、こちらについても同様に国内での議論の積み重ねがあり、親告罪のままとなっているはずで、</p> <p>知的財産戦略本部におかれては、これまでの国内での熟議を尊重し、確固とした日本国の知財計画をご検討いただけますようお願いいたします。</p> <p>2. 音楽産業の国際展開に関するタスクフォースに関する意見</p> <p>過去の「音楽産業の国際展開」に係わる施策として、「音楽レコードの還流防止措置」があったわけですが、これによって国内音楽産業の国際展開の支障がなくなり、国内の音楽レコードマーケットも健全化したとは、生活実感としてまったく考えられません。</p> <p>本件については国会での付帯決議等、定期的に見直すことが求められていたかと思しますので、このようなタスクフォースが設置されたのを機会に、この施策のプラス面（あれば、ですが）、マイナス面ともに子細に検討し、音楽産業の国際展開に資する施策であったのかどうかをきちんと評価していただきたいと思っております。</p>

No.	意見
54	現在、孤児諸著作物、大規模デジタル化、そして二次創作物など、とてもとらえがたくむずかしい問題があるものと考えております。

	少なくとも、上記に関しまして、実効的な策がとられないかぎり、保護期間の延長や非親告罪化は、文化振興に非常に悪影響を及ぼす可能性の方が高いため、反対いたします。
--	---

No.	意見
55	<p>別紙3「アーカイブに関するタスクフォース報告書」につきまして 「これまでの、国レベルの取組としては、国会図書館による納本制度に基づく収集が挙げられる」(p.10)とありますが、これまでの国立国会図書館によるマンガの収集は、決して網羅的と言えるものではなく、特定の出版社から全く納本されていなかったことなど、問題点が明らかになっております。</p> <p>NDL 単独での網羅的収集が無理があれば、挙げられている民間での取り組みとの協力も必要だとは思いますが、過去に出版されたマンガが、日本のどこかには必ずあるという体制を整える必要があるかと考えます。</p> <p>そのための体制づくりについて、言及する必要があると考えます。</p>

No.	意見
56	フェアユース無しに TPP の非親告罪化や法定賠償金を導入するのは反対

No.	意見
57	<p>[要旨] 知的公共財を育てることをも重視していただきたい。 公的情報アーカイブ事業担当機関には継続性が必要です。 オープンアクセスの国際学術雑誌を育てるべきです。 著作権の年限の延長は意思明示を条件とすべきと思います。 個人の fair use 相当の制度が必要と思います。 職務発明の制度は研究者への配慮も必要です。 非商用プログラムの利用を促進する制度が必要と思います。 軍事利用に対する歯止めのルールが必要と思います。</p> <p>[本文] 昨年3月の「知的財産推進計画 2013」へのコメントとして申したことのくりかえしになってしまいましたが、知的公共財の健全な発展なしに知的商業財の繁栄もありません。 知的公共財を育てることをも、重要な柱として位置づけていただきたいと思います。</p> <p>(アーカイブについて) 今回重視されている「アーカイブ」は、知的公共財のためにも重要な政策と思います。 ここではとくに、公共部門からの情報提供(行政情報や、公共支出による研究活動の成果の提供)をとりあげて意見を申します。 現在も各官庁別の情報提供は行なわれていますが、たとえば気象データならば国内の天気予報産業のように限定された目的が想定されており、その他の目的の利用者、あるいは他の情報と組み合わせる人への支援が不十分です。公共目的と、付加価値をつけた商用の両面に、継続してサービスを提供できる体制が必要です。 また、少なくとも学術情報や地球観測情報は、国内だけでなく外国への提供も重要です。 現在、政府事業は、政権交代のほか、科学技術基本計画や各独立行政法人の中期計画の切れ目である5年ごとに、大幅な変更がされるのがよいとされているようですが、情報アーカイブ事業は、20年くらいを見据えた継続性(もちろんその間に技術革新に対応する変更も必要ですが)が必要です。それは、情報の保存自体のためにも必要ですし、国内外の情報提供者や情報利用者から信用を得るためにも必要です。 アーカイブを担当する法人の監督官庁だけでなく、全府省が協力するような体制をつくり、国会にも働きかけて法人設置法改正によってその法人の本来業務とするべきだと思います。</p> <p>学術情報のうち文献情報については従来から制度はありますが、たてなおしが必要です。 世界に通用する学術雑誌の出版元はほとんど外国にあり、日本の研究機関はそこに代金を払わなければ</p>

ばならず、値上がりと限られた予算の中で行き詰まりつつあります。  
 日本が世界に商業出版で勝負することは困難ですが、オープンアクセス雑誌を育てることは可能と思います。ただし国際誌とする必要があります、日本特有のルールをつけるべきではありません。オープンアクセスの場合、経費負担義務は論文著者またはその所属機関にかかってきます。  
 学術研究費に出版経費を計画的に含めるとともに、経費にめぐまれない人の研究成果を出版につなげるための支援のしくみも必要になると思います。

(著作権と知的公共財)  
 知的財産権の多くは年限のあるものになっています。知的財産は最終的には知的公共財にとけこんでその後の知的生産の基盤になるわけです。著作権の年限を単純に延長することは、公共財を貧しくすることになります。著作権者が延長してほしい意思を明確に示したもののだけ延長するのならばよいと思います。  
 また、著作権が有効な期間内でも、孤児著作物対策や、著作権保有者に出版する能力が乏しく利用したい人がいる場合に双方に不満の残らないような調整も考えるべきだと思います。

音楽の著作権は、音楽産業に雇用された人以外の創造性の芽を摘んではなりません。  
 アメリカ合衆国の法律でいえば fair use にあたるものの一部を、日本の法制度に合った形で、明示していく必要があると思います。たとえば、しろうとが、音楽産業による摘発におびえずに、メロディーの作者や曲名をたずねるためサンプルをネット上に置く自由、既存のものに似ているかもしれないが自分では自作だと思っている曲を公開する自由、かえ歌を(名誉毀損にならない範囲で)公開する自由、などはあるべきだと思います。映像についても同様なことが言えると思います。

(職務で生産された知的財産について)  
 今回の重点は職務発明の件のようですが、議論が企業の立場に偏っているように思います。労働者の立場にももっと配慮がひつようだと思います。企業の場合は雇用主に帰属する形に賛成する人のうちにも、大学では違うという考えもあります(例、山本大臣所感の別添の細野教授の意見)。  
 わたしは「大学では個人に帰属するべき」と主張するわけではありません。しかし、研究者のキャリアについては、終身雇用よりも、雇用主間で移動しながらキャリアを積むことが奨励されています。移動すると自分の発明を使えなくなるのでは、人事が停滞します。発明や利用の性格に応じた個別対応が可能な制度が必要だと思います。

職務上のプログラムの著作権についても同様な問題が生じます。  
 雇い主またはプロジェクト発注者が、職務上作成されたプログラムを知的財産として使う意図をもって、そのための制度を整備している場合は、それでよいと思います。しかし、利用には法人の許諾が必要というルールを作りながら、許諾する事務体制を作らないと、せっかく作ったプログラムが、法人外のだれも使えないものになってしまうおそれがあります。  
 著作権者に商品とする意思はないが、利用の需要はあるプログラムについては、事務的に煩雑でなく、著作権者の意向に反しない流通が可能になるようなライセンス制度を整備すべきだと思います。

(知的財産の軍事利用について)  
 知的財産政策には、人道に反する利用を(防ぐのは困難でも)促進しない配慮が必要です。  
 軍事利用可能な技術には、それ以外の利用が可能なものもあり、規制はむずかしいです。  
 しかし、少なくとも明確な軍事技術は、国際法や世界の人権規範の観点から規制すべきだと思います。  
 たとえば、日本の防衛技術のアメリカ合衆国との共有は安全保障条約のもとで必然かもしれませんが、日本はイスラエルとパレスチナの紛争に関して一方に加担しない政策をとっているのですから、パレスチナに出してはいけない技術情報は、イスラエルに渡らないという確約がない限り、アメリカに対して出してはいけない、という方針を明確にすべきだと思います。

No.	意見
58	TPP交渉参加に伴い、日本の著作権法にも様々な箇所に変更が及ぶ事になると思われませんが、その中の重要な点の一つに、著作権侵害の非親告罪化が挙げられます。 しかし現在の日本の法律では、著作権侵害の非親告罪化に対応するにあたり、創作活動、表現活動において、様々な弊害が出ることが予想されます。 それに備え、著作権保持者とともに著作物を使用する一般ユーザーとも互いに利益が出るような、ア

	アメリカと同様の一般フェアユース条項（2012年の法改正で制定されたものではなく）の導入の向きの検討を要請いたします。
--	---

No.	意見
59	著作権保護期間が70年に延長される、という報道があるが、デジタルアーカイブ構築において大きな妨げになる。フェアユースの考え方が整備されていないままでは、孤児著作物や委縮効果による死蔵・廃棄などの問題がさらに増すおそれがあり、文化資源の活発かつ円滑な利用が困難になる。こういったことのないよう、著作権保護期間の延長や非親告罪化には慎重な議論と利活用への十分な対策を望みたい。

No.	意見
60	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少なくとも孤児著作物（著作権者が死亡したりして、著作者が誰なのかわからなくなっているものなど）・大規模デジタル化・二次創作などへの実効策がとられない限り、保護期間延長や非親告罪化は文化振興へ悪影響を及ぼす可能性の方が高いため、反対。</li> <li>・現行法では著作権は「著作者の死後50年は有効」となっているが、これを延長するようなことはしないほしい。</li> <li>・アメリカ並みのフェアユースを導入することを希望する。</li> <li>・著作者の権利を守る法律があるのだから（著作権法など）、「著作者が恒久に著作物を提供し続ける義務を負う」の法律を新たに定めてほしい。だがそれは無理だろうから、せめて「手に入らなくなったものの著作権は著作権放棄されたものとする」ぐらいの新たな条文を作ってほしい。</li> <li>・今回寄せられた意見に対して公開請求があった場合は、意見を墨塗りで公開したりせずに速やかに全文を公開してほしい。</li> <li>・今回寄せられた意見に対して、「誤解」などと言いつつ誤解しないでほしい。第一、誤解に基づく一つでも意見が来たのであれば、それはそのような誤解されるような文章を作成した者およびそのような文章を許可した人物の責任である。誤解に基づく意見が一つでも来たのなら、絶対に誤解されないような文章を始めから作り直すべきだ。</li> </ul>

No.	意見
61	<p>「アーカイブに関するタスクフォース報告書」について意見を述べる。</p> <p>アーカイブの重要性については異論を挟む所はないが、その体制については残念なことに様々な困難が立ち塞がっている。その中でも著作権処理の問題は、報告書でも指摘されているが、決して小さな障壁となっている。</p> <p>円滑な著作権処理の枠組み構築は全く望ましいものであるが、より一層根源的な措置として、保護水準の適正化（引き下げや権利制限の拡大）を視野に入れて欲しい。</p> <p>現在、著作権の保護期間の延長が取り沙汰されているが、係る問題が俎上に乗っている現在、保護の強化は望ましくない。少なくとも、権利処理の枠組みの確立や、孤児作品利用に係る環境整備が済むまでは、保護期間の延長は行うべきではない。たとえ延長するにしても、無方式50年の保護の後、改めて登録することによって20年延長するなどの方法で、より権利処理が難しくなり、孤児作品化が進行する長期保護著作物について、その権利の所在が明らかになる制度が望ましい。</p> <p>また、アーカイブの収集段階においては、特段の著作権上の処理を必要としない一般的な権利制限として著作権法の第五款に追加することが望ましい。まず収集しなければ整理も公開もできないのであるが、収集段階で権利処理が発生すれば、それは著作物の散逸を促進することに他ならない。たとえ保護期間一杯死蔵することになったとしても、将来必ず保護期間は終了するのであるから、まずは資料の収集、収蔵を無条件で行えるよう、特例をもって推進すべきであると信じる。</p>

No.	意見
62	<p>現在の日本の著作権は、厳格に当てはめようとするれば、俗に言う「グレーゾーン」がいくらかも黒になる、かなり固めな成文法です。</p> <p>故に、TPPの影響でもし非親告罪が適用されるようになった場合、創作者が黙認することで成り立つグレーゾーンが成立しなくなってしまう可能性があります。</p> <p>フェアユースの導入により、一部の創作や悪意のない使用を合法化する事を同時に進めない限り、上記の理由から著作権の非親告罪化には反対です。</p> <p>また、保護期間延長については、権利者データベースの作成を進めることで、作品を民間国家間</p>

ずにアーカイブや再利用しやすい環境を作るのが先で、その環境を作らないうち、百歩譲っても環境作りを決定しないうちに保護期間延長をするのは反対です。くれぐれも、「検討する」なんて曖昧な言葉で誤魔化さないようお願いします。

パロディ文化は『銀魂』を始めとした国内外で人気のある作品でも華開いていますし、二次創作は、羽海ノチカ（三月のライオン、はちみつとクローバー）、CLAMP（ツバサ、ホリック）、あずまきよひこ（よつぱと!）、たくみなち（ストロベリーパニック）、冬川基（とある科学シリーズコミカライズ）、シヒラ竜也（ロボテクスノーツコミカライズ）など、多くの作家陣が経験している土壌であり、成人一般問わず編集側が目や光らせているヘッドハンティングスポットでもあります。

クールジャパンを推進する日本は、ただ TPP でスタンダードに合わせると言われたものに従うだけでいいのか？もし合わせるとしても何もそこから改良しないのか？この二点を今一度自問してほしいと思います。

No.	意見
63	<p>《要旨》</p> <p>アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入すること及びダウンロード犯罪化・違法化条項の撤廃を求めます。</p> <p>何ら国民的コンセンサスを得ていない中での TPP 交渉参加、有害無益なインターネットにおける今以上の知財保護強化、特に著作権の保護期間延長、補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大に反対します。</p> <p>今後、真に国民の視点に立った知財の規制緩和の検討が進むことを期待します。</p> <p>《全文》</p> <p>最終的に国益になるであろうことを考え、各業界の利権や省益を超えて必要となる政策判断をすることこそ知財本部とその事務局が本当になすべきことのはずですが、知財計画 2013 を見てもこのような本当に政策的な決定は全く見られません。知財保護が行きすぎ消費者やユーザーの行動を萎縮させるほどになれば確実に文化も産業も萎縮するので、知財保護強化が必ず国益につながる訳ではありません。著作権問題の本質はネットにおける既存コンテンツの正規流通が進まないことにあるのではなく、インターネットの登場によって新たに出てきた著作物の公正利用の類型に、今の著作権法が全く対応できておらず、著作物の公正利用まで萎縮させ、文化と産業の発展を阻害していることにあるということを知財本部とその事務局に認識してもらいたく存じます。特に、最近の知財・情報に関する規制強化の動きは全く見当はずれのものでしかありません。</p> <p>例年通り、規制強化による天下り利権の強化のことしか念頭にない文化庁、総務省、警察庁などの各利権官庁に踊らされ国としての知財政策の決定を怠り、知財政策の迷走の原因を増やすことしかできないのであれば、今年の知財計画を作る以前の問題であり、解散も視野に入れた方針の再確認を行うべきと言わざるを得ません。そうでないのであれば、火急速やかに各利権官庁の暴走を制止し、知財の規制緩和のイニシアティブを取り戻すことを期待します。知財本部において今年度、インターネットにおけるこれ以上の知財保護強化はほぼ必ず有害無益かつ危険なものとなるという事実を認識し、真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討を知財本部でなされるのであれば、全国民を裨益するであろうこととして、私は以下のように提案させていただきたい。</p> <p>(1) アーカイブに関するタスクフォース報告書の記載事項について：</p> <p>本報告書の第 21 ページにアーカイブの構築・充実に関する著作権制度の見直しについて記載されています。しかし、真に 2 次利用可能な形で各種アーカイブの構築・充実を考えるのであれば、ここに書かれている裁定制度の見直しに関する検討だけでは不十分です。特に日本において十分になされているとは言い難いパブリックドメイン資料や絶版資料の利活用をより強力に促進するべきであり、著作権法の改正により、</p> <p>(a) 現行著作権法第 31 条で国会図書館のみに可能とされている絶版等資料の電子利用をあらゆる図書館及び文書館に可能とすること、合わせて</p> <p>(b) 同条における絶版等資料以外の資料についての「滅失、損傷若しくは汚損を避けるため」という電子化のための要件を緩和し、アーカイブ化のためという目的を追加し、著作権保護期間満了後の資料公開に備えた事前の電子化を明確に可能とすること、及び</p> <p>(c) 個人アーカイブの作成が第 30 条の私的複製の範囲に含まれることを条文上明記し、個人資料の利活用及び著作権保護期間満了後の公開を促すことを私は求めます。このような権利制限又は例外</p>

が不必要に狭くされるべきではなく、その他者がアーカイブを直接利用しないことを前提として他者の力を借りたアーカイブ化も可能とされるべきと考えます。なお、諸外国における動向について注視が必要なことも無論であり、政府が強く関与する形で実質オプトアウト方式で強力に絶版作品の電子化を図るフランスの20世紀の絶版作品電子化法や、孤児作品のみならず絶版作品の利用についても規定するドイツの孤児・絶版作品デジタル利用促進法なども参考にされるべきでしょう。

さらに、法制度上の問題ではないが、国会図書館が著作権切れの著作物について2次利用に関する許諾を原則不要としている通り、NHKによるものを含め国費又は国費相当の予算を用いた各種アーカイブにおいては、インターネットを通じ書誌事項だけではなく全コンテンツの提供を行うことを目標として資料の電子化を行うとともに、公開情報に著作権期間満了日を明示し、合わせて公開された著作権切れの著作物に関しては原則2次利用の許諾を不要とするべきです。そして、特に国会図書館及び国立公文書館のような文書中心のアーカイブに関しては一般ユーザーからの入力を通じたテキスト化システムの実装も検討していただきたい。

(2) 「知的財産推進計画2013」の記載事項について：

a) 環太平洋経済連携協定(TPP)などの経済連携協定(EPA)に関する取組について

第8ページにTPPなどの協定に関する取組の強化について書かれています。今までの各種のリーク文書からも、このような交渉に絡み、著作権の保護期間延長、DRM回避規制強化、ISPの間接侵害責任、法定賠償制度、著作権侵害の非親告罪化などについて外国から不当な圧力がかけられていることが想定されます。下でそれぞれについても書きますが、今でさえ不当に長い著作権保護期間のこれ以上の延長など論外であり、アメリカで一般ユーザーに法外な損害賠償を発生させ、その国民のネット利用におけるリスクを不当に高め、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにしかつながらない法定賠償のような日本に全くそぐわない制度の導入や、責任制限を通じた実質的検閲のISPに対する押しつけや、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化や、被害者が不問に付することを希望しているときまで国家が主体的に処罰を行うことが不適切な、人格権の保護という色彩が極めて強い著作権の侵害の非親告罪化など断じてなされるべきでなく、そのような要求は明らかに不当なものとして毅然としてはねのけるべきです。

また、TPP交渉のような国民の生活に多大の影響を及ぼす国際交渉が政府間で極秘裏に行われていることも大変な問題です。国民一人一人がその是非を判断できるよう、このような国際交渉に関する情報をすべて速やかに公開するべきです。

b) 海賊版対策条約(ACTA)について

第34ページに書かれているACTAを背景に経産省及び文化庁の主導により無意味にDRM回避規制を強化する不正競争防止法及び著作権法の改正案が以前国会を通され、ACTA自体も国会で批准されました。しかし、このようなユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含む条約の交渉、署名及び批准は何ら国民的なコンセンサスが得られていない中でなされており、私は一国民としてACTAに反対します。今なおACTAの批准国は日本しかなく、日本は無意味な批准を続ける国として醜態を晒しているのが実情です。ACTAの批准に何ら意味はなく、日本は他国への働きかけを止めるとともに自ら脱退してその失敗を認めるべきでしょう。

c) 各知財法改正について

第10ページに書かれていた商標法や意匠法の改正などが今国会で成立し、また電子出版をカバーする出版権の拡大を含む著作権法の改正も同様に今国会で成立しました。地理的表示保護法案についても閣議決定されており、今国会で成立する可能性が高いと目されています。今回のこれらの法改正はかなり大きな改正事項を含むものであり、施行前の周知と合わせて関連政令・ガイドライン等の検討にあたってはその審議過程及び改正理由をきちんと公開するとともに、一ヶ月以上の十分な期間を取ってパブコメを取ることを願います。

d) インターネット上の著作権侵害の抑止について

第33ページにインターネット上の著作権侵害の抑止について書かれていますが、このようなネット上の違法コンテンツ対策、違法ファイル共有対策について、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重しつつ対策を進めることの明記を求めます。この点に

においても、国民の基本的な権利を必ず侵害するものとなり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにつながる危険な規制強化の検討ではなく、ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、現行のプロバイダー責任制限法と削除要請を組み合わせた対策等、より現実的かつ地道な施策のみに注力して検討を進めていただきたく願います。

e) 私的録音録画補償金問題について

第26ページでは私的録音録画補償金問題についても言及されています。権利者団体等が単なる既得権益の拡大を狙ってiPod等へ対象範囲を拡大を主張している私的録音録画補償金問題についても、補償金のそもそもの意味を問いただすことなく、今の補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大を絶対にするべきではありません。

文化庁の文化審議会著作権分科会における数年の審議において、補償金のそもそもの意義についての意義が問われましたが、文化庁が天下り先である権利者団体のみにおもねり、この制度に関する根本的な検討を怠った結果、特にアナログチューナー非対応録画機への課金について私的録音録画補償金管理協会と東芝間の訴訟に発展しました。ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金について権利者団体は、ダビング10への移行によってコピーが増え自分たちに被害が出ると騒ぎ立てましたが、移行後3年以上経った今現在においても、ダビング10の実施による被害増を証明するに足る具体的な証拠は全く示されておらず、ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金に合理性があるとは到底思えません。わずかに緩和されたとは言え、今なお地上デジタル放送にはダビング10という不当に厳しいコピー制限がかかったままです。こうした実質的に全国民に転嫁されるコストで不当に厳しい制限を課している機器と媒体にさらに補償金を賦課しようとするのは、不当行為の積み重ねと言う他ありません。

なお、世界的に見ても、メーカーや消費者が納得して補償金を払っているという事例は全く見当たらず、権利者団体がその政治力を不当に行使し、歪んだ「複製＝対価」の著作権の過度な権利解釈に基づき、不当に対象を広げ料率を上げようとしているだけというのがあらゆる国における実情です。表向きはどうあれ、大きな家電・PCメーカーを国内に擁しない欧州各国は、私的録音録画補償金制度を、外資から金を還流する手段、つまり、単なる外資規制として使っているに過ぎません。この制度における補償金の対象・料率に関して、具体的かつ妥当な基準はどここの国を見ても無いのであり、この制度は、ほぼ権利者団体の際限の無い不当な要求を招き、莫大な社会的コストの浪費のみにつながっています。機器・媒体を離れ音楽・映像の情報化が進む中、「複製＝対価」の著作権神授説と個別の機器・媒体への賦課を基礎とする私的録音録画補償金は、既に時代遅れのものとなりつつあり、その対象範囲と料率のデタラメさが、デジタル録音録画技術の正常な発展を阻害し、デジタル録音録画機器・媒体における正常な競争市場を歪めているという現実、補償金制度を導入したあらゆる国において、問題として明確に認識されなくてはならないことです。

f) クラウド型サービスのための環境整備について

第26ページに、クラウド型サービスのための環境整備について書かれています。ここで「まねきTV」事件などの各種判例からも、ユーザー個人のみによって利用されるようなクラウド型サービスまで著作権法上ほぼ違法とされてしまう状況に日本があることは明らかであり、このような状況は著作権法の趣旨に照らして決して妥当なことではありません。ユーザーが自ら合法的に入手したコンテンツを私的に楽しむために利用することに著作権法が必要以上に介入することが許されるべきではなく、個々のユーザーが自らのために利用するようなクラウド型サービスにまで不必要に著作権を及ぼし、このような技術的サービスにおけるトランザクションコストを過大に高め、その普及を不当に阻害することに何ら正当性はないでしょう。この問題がクラウド型サービス固有の問題でないのはその通りですが、だからといって法改正の必要性がなくなる訳ではありません。著作権法の条文及びその解釈・運用が必要以上に厳格に過ぎクラウド型サービスのような技術の普及が不当に阻害されているという日本の悲惨な現状を多少なりとも緩和するべく、文化庁の関与を排除して速やかに問題を再整理し、アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入し、同時にクラウド型サービスなどについてもすくい上げられるようにする必要があります。

g) コンテンツに関する規制緩和について

第32ページに、外国におけるコンテンツに関する規制の緩和・撤廃を強く働きかけると書かれています。このようなことも無論重要ですが、東京都の青少年健全育成条例改正問題に代表されるように、児童ポルノ法の改正検討や、各地方自治体の青少年条例の改正検討などにより、今の日本のコン

テック業界に不当な規制圧力が加えられている状態にあるということをそれ以上に重く見るべきです。児童ポルノ規制法と青少年条例改正のそれぞれの問題点については、下に改めて詳しく書きますが、これらの規制圧力は、今の日本のコンテンツ産業に壊滅的なダメージを与えかねないものです。一方でコンテンツ強化を核とした成長戦略の推進と言いながら、その一方でこのような表現弾圧の動きが政治・行政、特に警察庁を中心として激化している現状は大きな矛盾を孕んでおり、ただちに是正されてしかるべきである。このような百害あって一利ない表現規制の動きは、日本の文化と経済の健全な発展のために到底看過できるものではありません。政府・与党にあっては、民主主義の根本たる表現の自由すら脅かしている現在の不当な表現規制圧力について速やかに排除・緩和するための検討を開始するべきです。

(3) その他の知財政策事項について：

a) ダウンロード違法化・犯罪化問題について

文化庁の暴走と国会議員への問題点の理解を促すロビイング不足により、2009年6月12日にダウンロード違法化条項を含む改正著作権法が成立し、2010年の1月1日に施行されました。また、日本レコード協会などのロビー活動により、自民党及び公明党が主導する形でダウンロード犯罪化条項がねじ込まれる形で2012年6月20日に改正著作権法が成立し、2012年10月1日から施行されています。しかし、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」なる要件は、証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化・犯罪化は法規範としての力すら持ち得ず、罪刑法定主義や情報アクセス権を含む表現の自由などの憲法に規定される国民の基本的な権利の観点からも問題があります。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、今のところ幸いなことに適用例はなりませんが、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む事態も考えられます。

そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような不合理極まる規制強化・著作権検閲に対する懸念は、文化庁へのパブコメ（文化庁HP <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houkoku.html>）の意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視されています。民主主義国家において、このような民意無視は許されるものではありません）や知財本部へのパブコメ（知財本部のHP <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html>）の個人からの意見参照）を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このような有害無益な規制強化・著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化・犯罪化は始めからなされるべきではなかったものです。文化庁の暴走と国会議員の無理解によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものでしかありません。害しかもたらさないダウンロード違法化・犯罪化を規定する著作権法第30条第1項第3号及び第119条第3項は即刻削除するべきです。

b) 一般フェアユース条項の導入について

一般フェアユース条項の導入について、ユーザーに対する意義からも、可能な限り早期に導入することを求める。特に、インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものである。

2012年の法改正によって写り込み等に関する権利制限の個別規定が追加されましたが、あった方がよいものとは言え、これは到底一般フェアユース条項と言うに足るものではなく、これでは著作権をめぐる今の混迷状況が変わることはないでしょう。

著作物の公正利用には変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作物の公正利用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要であることを考えれば、不当にその範囲を不当に狭めるべきでは無く、その範囲はアメリカ等と比べて遜色の無いものとされるべきです。ただし、フェアユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあってはなりません。

権利を侵害するかしなないかは刑事罰がかかるか否かの問題でもあり、公正という概念で刑事罰の問題を解決できるのかとする意見もあるようだが、かえって、このような現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考えます。現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害罰

助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことである。政府にあっては、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってもらいたく願います。

個別の権利制限規定の迅速な追加によって対処するべきとする意見もありますが、文化庁と癒着権利者団体が結託して個別規定すらなかなか入れず、入れたとしても必要以上に厳格な要件が追加されているという惨憺たる現状において、個別規定の追加はこの問題における真の対処たり得ません。およそあらゆる権利制限について、文化庁と権利者団体が結託して、国民を裨益するだろう新しい権利制限を潰すか、極めて狭く使えないものとして来たからこそ、今一般規定が社会的に求められているのだという、国民と文化の敵である文化庁が全く認識していないだろう事実を、政府・与党は事実としてはっきりと認めるべきです。

#### c) 著作権法におけるいわゆる「間接侵害」への対応について

セーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきですが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをしてはなりません。特に、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことです。確かに今は直接侵害規定からの滲み出しで間接侵害を取り扱っているので不明確なところがあるのは確かですが、現状の整理を超えて明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がまず間違いなく山のように脅しや訴訟を仕掛けて来、今度はこの間接侵害規定の定義やそこからの滲み出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を来すことは目に見えているからです。知財計画2014において間接侵害への対応について記載するのであれば、著作権法の間接侵害の明確化は、ネット事業・利用の著作権法上のセーフハーバーを確定するために必要十分な限りにおいてのみなされると合わせて明記することを願います。

なお、スキャン代行業のような私的複製代行業については、著作物の通常の利用を妨げず、著作者の利益を不当に害しない、公正な利用として権利者の許諾なく行えてしかるべき類型もあるものと考えられ、そのような類型について速やかに整理するとともに、公正な利用と考えられる類型について、一般フェアユース条項の導入によりすくい上げられるようにするべきです。

#### d) 保護期間延長問題について

権利者団体と文化庁を除けば、延長を否定する結論が出そろっているこの問題について、継続検討するとしていたこと自体極めて残念なことである。これほど長期間にわたる著作権の保護期間をこれ以上延ばすことを是とするに足る理由は何一つなく、知財計画2014では、著作権・著作隣接権の保護期間延長の検討はこれ以上しないようにしてもらいたく思います。特に、流通事業者に過ぎないレコード製作者と放送事業者の著作隣接権については、保護期間の短縮も視野に入れて議論してもらいたい。また今年、環太平洋経済連携協定(TPP)などの経済連携協定(EPA)交渉に絡み、保護期間延長などについて外国から不当な圧力がかけられる恐れが強いが、今ですら不当に長い著作権保護期間のこれ以上の延長など論外であり、そのような要求は不当なものとして毅然としてはねのけることを期待します。

#### e) DRM回避規制について

経産省と文化庁の主導により無意味にDRM回避規制を強化する不正競争防止法と著作権法の改正案がそれぞれ以前国会を通されたが、これらの法改正を是とするに足る立法事実は何一つない。不正競争防止法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされ、十二分以上に規制がかかっているのであり、これ以上の規制強化は、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ません。ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化はされてはならない。

特に、DRM回避規制に関しては、有害無益な規制強化の検討ではなく、まず、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的な領域でのコピーコントロール回避規制(著作権法第30条第1項第2号)の撤廃の検討を行うべきです。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは

絶対に許されない。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なことと言わざるを得ません。また、同時に、何ら立法事実の変化がない中、ドサクサ紛れに通された、先般の不正競争防止法改正で導入されたDRM回避機器の提供等への刑事罰付与や、以前の著作権法改正で導入されたアクセスコントロール関連規制の追加についても、速やかに元に戻す検討がなされるべきと考えます。

f) コピーワンス・ダビング10・B-CAS問題について

私はコピーワンスにもダビング10にも反対しています。そもそもこの問題は、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げることによって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーにとっては、B-CASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能するB-CASシステムの問題を原点とするのであって、このB-CASシステムと独禁法との関係を検討するということを知財計画2014では明記していただきたい。検討の上B-CASシステムが独禁法違反とされるなら、速やかにその排除を願います。また、無料の地上放送において、逆にコピーワンスやダビング10のような視聴者の利便性を著しく下げる厳格なコピー制御が維持されるのであれば、私的録画補償金に存在理由はなく、これを速やかに廃止するべきです。

g) 著作権検閲・ストライクポリシーについて

ファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対して警告メールを送付することなどを中心とする電気通信事業者と権利者団体の連携による著作権侵害対策が警察庁、総務省、文化庁などの規制官庁が絡む形で行われており、警察によってファイル共有ネットワークの監視も行われていますが、このような対策は著作権検閲に流れる危険性が極めて高いものです。

フランスで導入が検討された、警告メールの送付とネット切断を中心とする、著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーは、2009年6月に、憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利の1つとしてとらえられるとされ、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにするものとして、真っ向から否定されています。ネット切断に裁判所の判断を必須とする形で導入された変形ストライク法も何ら効果を上げることなく、フランスでは今もストライクポリシーについて見直しの検討が行われており、2013年7月にはネット切断の罰が廃止されている。日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにする対策を絶対に導入しないこととするべきであり、警察庁などが絡む形で検討されている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で進めることが担保されなくてはならないでしょう。

アメリカでは、議会に提出されたサイトブロッキング条項を含むオンライン海賊対策法案(SOPA)や知財保護強化法案(PIPA)が、IT企業やユーザーから検閲であるとして大反対を受け、審議が止められたが、日本においても著作権団体が同様の著作権ブロッキング法の導入を求めてくる恐れがあります。

サイトブロッキングの問題については下でも述べるが、インターネット利用者から見てその妥当性をチェックすることが不可能なサイトブロッキングにおいて、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このようなブロッキングは、憲法に規定されている表現の自由(知る権利・情報アクセスの権利を含む)や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないものであり、決して導入されるべきでないものである。

これらの提案や検討からも明確なように、違法コピー対策問題における権利者団体の主張は常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきです。

## h) 著作権法へのセーフハーバー規定の導入について

動画投稿サイト事業者が JASRAC に訴えられた「ブレイクTV」事件や、レンタルサーバー事業者が著作権幫助罪で逮捕され、検察によって姑息にも略式裁判で50万円の罰金を課された「第(3)世界」事件や、1対1の信号転送機器を利用者からほぼ預かるだけのサービスが放送局に訴えられ、最高裁判決で違法とされた「まねきTV」事件等を考えても、今現在、カラオケ法理の適用範囲はますます広く曖昧になり、間接侵害や著作権侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的な大混乱が生じかねないという非常に危険な状態がなお続いています。間接侵害事件や著作権侵害幫助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうのは、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であり、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とされない範囲を著作権法上きちんと確定することは喫緊の課題です。ただし、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、絶対にあってはならないことです。

知財計画2014において、プロバイダに対する標準的な著作権侵害技術導入の義務付け等を行わないことを合わせ明記するとともに、間接侵害や刑事罰・著作権侵害幫助も含め著作権法へのセーフハーバー規定の速やかな導入を検討するとしてもらいたい。この点に関しては、逆に、検閲の禁止や表現の自由の観点から技術による著作権検閲の危険性の検討を始めてもらいたい。

## i) 著作権等に関する真の国際動向について国民へ知らされる仕組みの導入及び文化庁ワーキンググループの公開について

WIPO等の国際機関にも、政府から派遣されている者はいると思われ、著作権等に関する真の国際動向について細かなことまで即座に国民へ知らされる仕組みの導入を是非検討してもらいたく思います。

また、2013年からの著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチームの審議は公開とされたが、文化庁はワーキングチームについて公開審議を原則とするには至っていない。上位の審議会と同様今後全てのワーキンググループについて公開審議を原則化するべきです。

## j) 天下りについて

最後に、知財政策においても、天下り利権が各省庁の政策を歪めていることは間違いなく、知財政策の検討と決定の正常化のため、文化庁から著作権関連団体への、総務省から放送通信関連団体・企業への、警察庁からインターネットホットラインセンター他各種協力団体・自主規制団体への天下りの禁止を知財本部において決定して頂きたい。

## (4) その他一般的な情報・ネット・表現規制について

知財計画改訂において、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目は削除されているが、常に一方的かつ身勝手な主張を繰り返す自称良識派団体が、意味不明の理屈から知財とは本来関係のない危険な規制強化の話を知財計画に盛り込むべきと主張をしていくことが十分に考えられるので、ここでその他の危険な一般的な情報・ネット・表現規制強化の動きに対する反対意見も述べる。今後も、本来知財とは無関係の、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目を絶対に知財計画に盛り込むことのないようにしてもらいたい。

## a) 青少年ネット規制法・出会い系サイト規制法について

そもそも、青少年ネット規制法は、あらゆる者から反対されながら、有害無益なプライドと利権を優先する一部の議員と官庁の思惑のみで成立したものであり、速やかに廃止が検討されるべきものである。また、出会い系サイト規制法の改正は、警察庁が、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、届け出制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、改正法案の閣議決定を行い、法案を国会に提出したものであり、他の重要法案と審議が重なる中、国会においてもその本質的な問題が見過ごされて可決され、成立したものである。憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反している、この出会い系サイト規制法の改正についても、今後、速やかに元に戻すことが検討されるべきである。

## b) 児童ポルノ規制・サイトブロッキングについて

児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的か

つ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりです。今後はこのような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むべきです。同じく憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むべきであります。

閲覧とダウンロードと取得と所持の区別がつかないインターネットにおいては、例え児童ポルノにせよ、情報の単純所持や取得の規制は有害無益かつ危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものとなる。「自身の性的好奇心を満たす目的で」、積極的あるいは意図的に画像を得た場合であるなどの限定を加えたところで、このような積極性を証明することも反証することも事実上不可能で、このような情報の単純所持や取得の規制の危険性は回避不能であり、思想の自由や罪刑法定主義にも反します。繰り返し取得としても、インターネットで2回以上他人にダウンロードを行わせること等は技術的に極めて容易であり、取得の回数の限定も、何ら危険性を減らすものではありません。

児童ポルノ規制の推進派は常に、提供による被害と単純所持・取得を混同する狂った論理を主張しますが、例えそれが児童ポルノであろうと、情報の単純所持ではいかなる被害も発生し得えません。現行法で、ネット上であるか否かにかかわらず、提供及び提供目的の所持まで規制されているのであり、提供によって生じる被害と所持やダウンロード、取得、収集との混同は許されません。そもそも、最も根本的なプライバシーに属する個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ることは、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の基本的な権利からあってはなりません。

アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されていますが、このような対象の拡大は、児童保護という当初の法目的を大きく逸脱する、異常規制に他なりません。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現において、いくら過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があると客観的な証拠は何一つありません。

未だかつて、この点について、単なる不快感に基づいた印象批評と一方的な印象操作調査以上のものが提示されたことはなく、虚構と現実の区別がつかない極めて一部の自称良識派の単なる不快感など、言うまでもなく一般的かつ網羅的な表現規制の理由には全く値しません。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現が、今の一般的なモラルに基づいて猥褻だというのなら、猥褻物として取り締まるべき話であって、それ以上の話ではありません。どんな法律に基づく権利であれ、権利の侵害は相対的にのみ定まるものであり、実際の被害者の存在しない創作物・表現に対する規制は何をもっても正当化され得ません。民主主義の最重要の基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを危うくすることは絶対に許されないのです。この点で、2012年6月にスウェーデンで漫画は児童ポルノではないとする最高裁判決が出されたことなども注目されるべきこととしてご留意くださることを望みます。

単純所持規制にせよ、創作物規制にせよ、両方とも1999年当時の児童ポルノ法制定時に大きな議論の末に除外された規制であり、規制推進派が何と言おうと、これらの規制を正当化するに足る立法事実の変化は現在何一つありません。

既に、警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明な中間団体を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、ブロッキング等が行われていますが、いくら中間に団体を介しようと、一般に公表されるのは統計情報に過ぎず、児童ポルノであるか否かの判断情報も含め、アドレスリストに関する具体的な情報は、全て閉じる形で秘密裏に保持されることになるのであり、インターネット利用者から見てそのリストの妥当性をチェックすることは不可能で、このようなアドレスリストの作成・管理において、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能です。このようなリストに基づくブロッキング等は、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないのであり、小手先の運用変更などではどうにもなるものではありません。

児童ポルノ規制法に関しては、既に、提供及び提供目的での所持が禁止されているのであるから、本当に必要とされることは今の法律の地道なエンフォースであって有害無益かつ危険極まりない規制強化の検討ではありません。DVD販売サイトなどの海外サイトについても、本当に児童ポルノが販売されているのであれば、速やかにその国の警察に通報・協力して対処すべきだけの話であって、それで対処できないとするに足る具体的根拠は何一つとしてありません。警察自らこのような印象操作で規制強化のマッチポンプを行い、警察法はおろか憲法にすら違背していることについて警

察庁は恥を知るべきであります。例えそれが何であろうと、情報の単純所持や単なる情報アクセスではいかなる被害も発生し得えないのであり、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとなるサイトブロッキングは即刻排除するべきであり、そのためのアドレスリスト作成管理団体として設立された、インターネットコンテンツセーフティ協会は即刻その解散が検討されてしかるべきです。児童ポルノ規制法に関して真に検討すべきことは、現行ですら過度に広汎であり、違憲のそしりを免れない児童ポルノの定義の厳密化のみであります。

なお、民主主義の最重要の基礎である表現の自由に関わる問題において、一方的な見方で国際動向を決めつけることなどあってはならないことで、欧米においても、情報の単純所持規制やサイトブロッキングの危険性に対する認識はネットを中心に高まって来ている事実を決して無視すべきではありません。例えば、欧米では既にブロッキングについてその恣意的な運用によって弊害が生じていることや、アメリカにおいても、2009年に連邦最高裁で児童オンライン保護法が違憲として完全に否定され、2011年6月に連邦最高裁でカリフォルニア州のゲーム規制法が違憲として否定されていること、ドイツで児童ポルノサイトブロッキング法は検閲法と批判され、最終的に完全に廃止されたことなども併せて注目すべきです

(<http://www.zdnet.de/news/41558455/bundestag-hebt-zensursula-gesetz-endgueltig-auf.htm> 参照)。スイスの2009年の調査でも、2002年に児童ポルノ所持で捕まった者の追跡調査を行っているが、実際に過去に性的虐待を行っていたのは1%、6年間の追跡調査で実際に性的虐待を行ったものも1%に過ぎず、児童ポルノ所持はそれだけでは性的虐待のリスクファクターとはならないと結論づけており、児童ポルノの単純所持規制・ブロッキングの根拠は完全に否定されてます

(<http://www.biomedcentral.com/1471-244X/9/43/abstract> 参照)。欧州連合において、インターネットへのアクセスを情報の自由に関する基本的な権利として位置づける動きがあることも同様に見逃されてはなりません。政府・与党内の検討においては、このような国際動向もきちんと取り上げることを望みます。

自民党及び公明党から、また危険極まりない単純所持規制を含む児童ポルノの改正法案が国会に提出され、審議が開始されていますが、政府・与党においては、児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないこととして、危険な法改正案が2度と与野党から提出されることが無いようにすべきです。今後児童ポルノ法の改正を検討するのであれば、与野党の間で修正協議と称して密室協議に入ることなく、きちんと公開される国会の場で、現行法の問題点についても含め、徹底的な議論をするべきです。

さらに、かえって、児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかけていくことを望みます。

また、様々なところで検討されている有害サイト規制についても、その規制は表現に対する過度広汎な規制で違憲なものとしか言いようがなく、各種有害サイト規制についても私は同様に反対します。

#### c) 東京都青少年健全育成条例他、地方条例の改正による情報規制問題について

東京都でその青少年健全育成条例の改正が検討され、非実在青少年規制として大騒ぎになった末、2010年12月に、当事者・関係者の真摯な各種の意見すら全く聞く耳を持たれず、数々の問題を含む条例案が、都知事・東京都青少年・治安対策本部・自公都議の主導で都議会で通されました。通過版の条例改正案も、非実在青少年規制という言葉こそ消えたものの、かえって規制範囲は非実在性犯罪規制とより過度に広汎かつ曖昧なものへと広げられ、有害図書販売に対する実質的な罰則の導入と合わせ、その内容は違憲としか言わざるを得ない内容のものとなっています。

また、この東京都の条例改正にも含まれている携帯フィルタリングの実質完全義務化は、青少年ネット規制法の精神にすら反している行き過ぎた規制であります。さらに、大阪や京都などでは児童ポルノに関して、法律を越える範囲で勝手に範囲を規定し、その単純所持等を禁止する、明らかに違憲な条例が通されるなどのデタラメが行われているのが実情です。

これらのような明らかな違憲条例の検討・推進は、地方自治体法第245条の5に定められているところの、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに

	<p>公益を害していると認めるに足ると考えられるものであり、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すべきです。</p> <p>また、当事者・関係者の意見を完全に無視した東京都における検討など、民主主義的プロセスを無視した極めて非道なものとしか言いようがなく、今後の検討においてはきちんと民意が反映されるようにするため、地方自治法の改正検討において、情報公開制度の強化、審議会のメンバー選定・検討過程の透明化、パブコメの義務化、条例の改廃請求・知事・議会のリコールの容易化などの、国の制度と整合的な形で民意をくみ上げるシステムの地方自治に対する法制化の検討を速やかに進めていただきたい。</p> <p>また、各地方の動きを見ていると、出向した警察官僚が強く関与する形で、各都道府県の青少年問題協議会がデタラメな規制強化騒動の震源となることが多く、今現在のデタラメな規制強化の動きを止めるべく、さらに、中央警察官僚の地方出向・人事交流の完全な取りやめ、地方青少年問題協議会法の廃止、問題の多い地方青少年問題協議会そのものの解散の促進についても速やかに検討を開始していただきたいと存じます。</p>
--	---

No.	意見
64	アーカイブに関する取組の強化に関してですが、内容を見る限り最低でも孤児著作物・大規模なデジタル化・二次創作に対して効果のある実行策が取られない限りは著作権の保護期間延長や非親告罪化は文化振興の妨げだけでなく、むしろ衰退させる可能性をより高めると思うので、反対致します。

No.	意見
65	資料4の「音楽産業の国際展開」ですが、ここでいう話でもないかもしれませんが、歴史修正主義や人権軽視発言を政府首脳や与党関係者が繰り返している海外展開の足かせでは？ 冷静に歌詞を読んでみれば不良文化風味の言葉遊びである初音ミクの「千本桜」が海外では論議になりかけたことを考えれば国内復古主義への働きかけも大事ではないでしょうか。

No.	意見
66	<p><b>【要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ TPP 条約妥結で導入が懸念されている次の制度に全て反対する。・ 著作権非親告罪化</li> <li>・ 法廷賠償金制度・ 違法 DL 罰則化を動画や音楽だけでなく全著作物に適用・ 違法な接続 3 回でネットを遮断できるスリーストライク制の導入。</li> </ul> <p><b>【意見本文】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の「知財計画 2014」では TPP については触れてはいませんが、報道などで TPP の知財交渉が山場を超えたと聞き及んでますので、この機会を生かして意見させていただきます。</li> </ul> <p>現在 TPP 交渉の知財分野において次の制度の導入が議論されていると聞きます。</p> <p>(1) 著作権非親告罪化、(2) 法廷賠償金制度、(3) 違法 DL 罰則化を動画や音楽だけでなく全著作物に適用、(4) 違法な接続 3 回でネットを遮断できるスリーストライク制。</p> <p>現在の日本の著作権法には、米国式フェアユースが導入されておらず、条文上商業用著作物とその利用、そして非商業用著作物とその利用に区別もついていない上に、さらに二次利用や二次創作に対し、著作物の利用者（特に一般人）にとって非常に高いハードルが設けられています。</p> <p>著作物の利用者からすれば、世界的に見ても規制が厳しい日本の著作権法ですが、それでも多種多様な表現活動ができるのは、著作者の善意や黙認が成立する親告罪であることや、法廷賠償金制度が存在しないなど、利用者の委縮を招く制度がないためです。</p> <p>しかしもし TPP で (1) ~ (4) までの制度が導入された場合、非親告罪や法廷賠償金目当ての第三者による告訴・通報の乱発を招き、利用者の表現活動は大いにしゆくするでしょう。それどころか著作物を特にネット上で利用すること自体に多大なリスクが生じ、それによりネット産業はもちろんコンテンツ産業そのものが衰退していくのは避けられません。</p> <p>また (3) の全著作物への違法 DL 罰則化適用にしても、この様な事が現実化すれば政府や企業の公文書を DL する事すら違法化されるわけですし、これでは一般的な著作権利用どころか、政治や企業活動</p>

	<p>へも深刻なダメージを及ぼします。</p> <p>したがって、(1) 著作権非親告罪化、(2) 法廷賠償金制度、(3) 違法 DL 罰則化を動画や音楽だけでなく全著作物に適用、(4) 違法な接続 3 回でネットを遮断できるスリーストライク制、これらの制度の著作権法への導入には強く反対致します。</p> <p>もし仮に、TPP で導入不可避となった場合には、著作権法で商業用著作物と非商業用著作物を定義し分けたうえでさらに、商業用著作物を完全コピーしたものを商業用目的で販売した場合のみに上記制度を導入するなどの制限をつけるべきと考えます。</p> <p>またアメリカ型のフェアユース制度の全面的導入をするべきと考えます。</p> <p>そこで「知的財産推進計画 2013」策定の際に発表された、『これまでの専門調査会・ワーキンググループの議論をふまえた論点整理』  <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/contents_kyouka/seisakuvision/dai2/siryou02.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/contents_kyouka/seisakuvision/dai2/siryou02.pdf</a>にて提示された二点、・P6「クリエイティブコモンズのソフトロー化」、・P12「フェアユースの再検討」。これらの実行を要望いたします。</p>
--	---

No.	意見
67	<p><b>【本文】</b></p> <p>最終的に国益、つまり利用者であり作り手予備集団である『一般国民の益』になるであろうことを考え、各業界の利権や省益を超えて必要となる政策判断をすることこそ知財本部とその事務局が本当になすべきことなのですが、知財計画 2013にはこのような本当に政策的な決定は全く見えません。知財保護が行きすぎて消費者や『新たな作り手』の行動を萎縮させるほどになれば確実に文化も産業も萎縮するので、知財保護強化が必ず国益につながる訳ではないということや、著作権問題の本質は、ネットにおける既存コンテンツの正規流通が進まないことにあるのではなく、インターネットの登場によって新たに出てきた著作物の公正利用の類型に今の著作権法が全く対応できておらず、著作物の公正利用まで萎縮させ文化と産業の発展を阻害していることにあるのだということを、知財本部とその事務局にはまずははっきりと認識して頂きたい。特に、最近の知財・情報に関する規制強化の動きは全て間違っていると私は『断罪』します。</p> <p>規制強化によって知財の活用の幅を奪われる事による経済的・文化的な損失が念頭にない文化庁・総務省、知財どころか文化・科学・文明その物を嫌ってるんじゃないかと思えない警察庁・宗教・財団法人やNPOやNGOなどの各利権団体に踊らされるまま、国としての知財政策の決定を怠り、知財政策の迷走の原因を増やすことしかできないようであれば、今年の知財計画を作るまでもなく、知財本部とその事務局は解散すべきです。</p> <p>そうでなければ是非、性根を据えて各利権団体に響をはめ、その手綱を取って知財の規制緩和のイニシアティブを取って下さい。</p> <p>知財本部において今年度、これ以上の知財保護強化はほぼ必ず有害無益かつ危険なものとなるということをきちんと認識し、真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が知財本部でなされることを期待し、本当に決定され実現されるのであれば、全国民、ひいては全世界の人の為になる以下のことを提案します。</p> <p>(1) アーカイブに関するタスクフォース報告書の記載事項について：</p> <p>本報告書の第 21 ページにアーカイブの構築・充実に関する著作権制度の見直しについて記載されているけど、本当に 2 次利用可能な形で各種アーカイブの構築・充実を考えるのであれば、ここに書かれている裁定制度の見直しに関する検討だけでは不十分です。</p> <p>特に日本において十分になされているとは言い難いパブリックドメイン資料や絶版資料の利活用をより強力に促進するべきであり、著作権法の改正により、(a) 現行著作権法第 31 条で国会図書館のみに可能とされている絶版等資料の電子利用をあらゆる図書館及び文書館に可能とすること、合わせて (b) 同条における絶版等資料以外の資料についての「滅失、損傷若しくは汚損を避けるため」という電子化のための要件を緩和してここにアーカイブ化のためという目的を追加し、著作権保護期間満了後の資料公開に備えた事前の電子化を明確に可能とすること、及び (c) 個人アーカイブの作成が第 30 条の私的複製の範囲に含まれることを条文上明記し、個人資料の利活用及び著作権保護期間満了後の公開を促すべきです。このような権利制限又は例外が不必要に狭くされるべきではなく、その他者がアーカイブを直接利用しないことを前提として他者の力を借りたアーカイブ化も可能と</p>

されるべきです。

なお、諸外国における動向について注視が必要なことも無論であり、政府が強く関与する形で実質オプトアウト方式で強力に絶版作品の電子化を図るフランスの20世紀の絶版作品電子化法や、孤児作品のみならず絶版作品の利用についても規定するドイツの孤児・絶版作品デジタル利用促進法なども参考にすべきです。

さらに、法制度上の問題ではないが、国会図書館が著作権切れの著作物について2次利用に関する許諾を原則不要としている通り、NHKによるものを含め国費又は国費相当の予算を用いた各種アーカイブにおいては、インターネットを通じ書誌事項だけではなく全コンテンツの提供を行うことを目標として資料の電子化を行うとともに、公開情報に著作権期間満了日を明示し、合わせて公開された著作権切れの著作物に関しては原則2次利用の許諾を不要とすべきです。そして、特に国会図書館及び国立公文書館のような文書中心のアーカイブに関しては一般ユーザーからの入力を通じたテキスト化システムの実装も検討して下さい。

(2) 「知的財産推進計画2013」の記載事項について：

a) 環太平洋経済連携協定(TPP)などの経済連携協定(EPA)に関する取組について

第8ページにTPPなどの協定に関する取組の強化について書かれている。今までの各種のリーク文書からも、このような交渉に絡み、著作権の保護期間延長、DRM回避規制強化、ISPの間接侵害責任、法定賠償制度、著作権侵害の非親告罪化などについて外国から不当な圧力がかけられてますが、今ですら不当に長い著作権保護期間のこれ以上の延長など論外であり、アメリカで一般ユーザーに法外な損害賠償を発生させ、その国民のネット利用におけるリスクを不当に高め、ネットにおける文化と産業の発展を阻害している法定賠償のような全く『この世の理』にそぐわない制度の導入や、責任制限を通じた実質的検閲のISPに対する押しつけや、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上のDRM回避規制の強化や、被害者が不問に付することを希望しているときまで国家が主体的に処罰を行うことが不適切な、人格権の保護という色彩が極めて強い著作権の侵害の非親告罪化など絶対してはならないものである以上、そのような要求は明らかに不当で

不公平で不公正なものとして毅然として拒否すべきです。

また、TPP交渉のような国民の生活どころか憲法や国家のあり方、古い言い方をすれば『国体』を大幅に変更する事となる国際交渉が政府間で極秘裏に行われていることも大問題です。国民一人一人がその是非を判断できるよう、このような国際交渉に関する情報をすべて速やかに公開すべきです。

b) 海賊版対策条約(ACTA)について

第34ページに書かれているACTAを背景に経産省及び文化庁の主導により無意味にDRM回避規制を強化する不正競争防止法及び著作権法の改正案が以前国会を通され、ACTA自体も国会で批准された。しかし、このようなユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含む条約の交渉、署名及び批准は何ら国民的なコンセンサスが得られていない中でなされており、私は一国民としてACTAに反対する。今なおACTAの批准国は日本しかなく、日本は無様に世界に恥を晒し続けている。もはやACTAに何ら意味はなく、日本は他国への働きかけを止めるとともに自ら脱退してその失敗を認めるべきです。

c) 各知財法改正について

第10ページに書かれていた商標法や意匠法の改正などが今国会で成立した。また、電子出版をカバーする著作権の拡大を含む著作権法の改正も今国会で成立した。地理的表示保護法案についても閣議決定されており、今国会で成立する可能性が高い。

今回のこれらの法改正はかなり大きな改正事項を含むものであり、施行前の周知と合わせて関連政令・ガイドライン等の検討にあたってはその審議過程及び改正理由をきちんと公開するとともに、一ヶ月以上の十分な期間を取ってパブコメを取るようして下さい。

d) インターネット上の著作権侵害の抑止について

第33ページにインターネット上の著作権侵害の抑止について書かれているが、このようなネット上の違法コンテンツ対策、違法ファイル共有対策について、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと『厳守せよ』と明記して下さい。「基本的な権利を『尊重』する」や「国民の基本的な権利をきちんと尊重しつつ対策を進める」では駄目です。

なぜなら、「尊重『程度』」という事で国民の基本的な権利を侵害してきましたからね。ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにつながる危険な規制強化の検討ではなく、ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、現行のプロバイダー責任制限法と削除要請を組み合わせた対策などの、より現実的かつ地道な施策のみに注力して検討を進めるべきです。

e) 私的録音録画補償金問題について

第26ページでは私的録音録画補償金問題についても言及されている。権利者団体等が単なる既得権益の拡大を狙ってiPod等へ対象範囲を拡大を主張している私的録音録画補償金問題についても、補償金のそもそもの意味を問い直すことなく、今の補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大を絶対にはいけません。

文化庁の文化審議会著作権分科会における数年の審議において、補償金のそもそもの意義についての意義が問われたが、文化庁が、天下り先である権利者団体のみにおもり、この制度に関する根本的な検討を怠った結果、特にアナログチューナー非対応録画機への課金について私的録音録画補償金管理協会と東芝間の訴訟に発展した。ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金について、権利者団体は、ダビング10への移行によってコピーが増え自分たちに被害が出ると大騒ぎをしたが、移行後3年以上経った今現在においても、ダビング10の実施による被害増を証明するに足る具体的な証拠は全く示されて無い以上、ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金に合理性は全くありません。わずかに緩和されたとは言え、今なお地上デジタル放送にはダビング10という不当に厳しいコピー制限がかかったままである。こうした実質的に全国民に転嫁されるコストで不当に厳しい制限を課している機器と媒体にさらに補償金を『権力でもって』賦課しようとするのは、正に『国家国民への宣戦布告』である。

なお、世界的に見ても、メーカーや消費者が納得して補償金を払っているということはカケラも無く、権利者団体がその政治力を不当に行使し、歪んだ「複製＝対価」の著作権神授説に基づき、不当に対象を広げ料率を上げようとしているだけというのがあらゆる国における実情である。表向きはどうあれ、大きな家電・PCメーカーを国内に擁しない欧州各国は、私的録音録画補償金制度を、外資から金を還流する手段、つまり、単なる外資規制として使っているに過ぎない。この制度における補償金の対象・料率に関して、具体的かつ妥当な基準はどこを見ても無いのであり、この制度は、ほぼ権利者団体の際限の無い不当な要求を招き、莫大な社会的コストの浪費のみにつながっている。機器・媒体を離れ音楽・映像の情報化が進む中、「複製＝対価」の著作権神授説と個別の機器・媒体への賦課を基礎とする私的録音録画補償金は、既に時代遅れのものとなりつつあり、その対象範囲と料率のデタラメさが、デジタル録音録画技術の正常な発展を阻害し、デジタル録音録画機器・媒体における正常な競争市場を歪めているという現実、補償金制度を導入したあらゆる国において、問題として明確に認識されなくてはならないことなのです。

f) クラウド型サービスのための環境整備について

第26ページに、クラウド型サービスのための環境整備について書かれている。ここで、「まねきTV」事件などの各種判例からも、ユーザー個人のみによって利用されるようなクラウド型サービスまで著作権法上ほぼ違法とされてしまう状況に日本があることは明らかであり、このような状況は著作権法の趣旨に照らせば「違法となることが『違法』」なのです。ユーザーが自ら合法的に入手したコンテンツを私的に楽しむために利用することに著作権法が必要以上に介入することは禁止されなくてはならない事で、個々のユーザーが自らのためのものに利用するようなクラウド型サービスにまで不必要に著作権を及ぼし、このような技術的サービスにおけるトランザクションコストを過大に高め、その普及を不当に阻害することに一切正当性はありません。この問題がクラウド型サービス固有の問題でないのはその通りであるが、だからといって法改正の必要性がなくなる訳ではない。著作権法の条文及びその解釈・運用が必要以上に厳格に過ぎクラウド型サービスのような技術の普及が不当に阻害されているという日本の悲惨な現状を多少なりとも緩和するべく、速やかに問題を再整理し、アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入し、同時にクラウド型サービスなどについてもすくい上げられるようにするべきです。

g) コンテンツに関する規制緩和について

第32ページに、外国におけるコンテンツに関する規制の緩和・撤廃を強く働きかけると書かれて

いる。このようなことも無論重要であるが、東京都の青少年健全育成条例改正問題に代表されるように、児童ポルノ法の改正検討や、各地方自治体の青少年条例の改正検討などにより、今の日本のコンテンツ業界に不当にして外道な規制圧力が加えられている状態にあるということをそれ以上に重く見るべきです。児童ポルノ規制法と青少年条例改正のそれぞれの問題点については、下に改めて詳しく書くが、これらの規制圧力は、今の日本のコンテンツ産業に壊滅的なダメージを与えるものなのです。

・・・そもそも彼等はそれも目的としてもやっているのですよ。

(暴力ゲーム規制法案を作成したリーランド・イー米上院議員、銃器密売容疑で逮捕

<http://www.inside-games.jp/article/2014/03/27/75529.html>

2014年3月27日(木) 14時46分

暴力ゲームの規制などで有名なカリフォルニア州選出のリーランド・イー上院議員(民主党)が、銃器密売、選挙献金に関連した6つの贈賄容疑で米連邦捜査局に逮捕されたと複数の海外メディアが報じました。

リーランド・イー上院議員は過去に暴力ゲームに関する規制法案を提出するなど、暴力ゲーム規制の先鋒にたつ人物。2005年にカリフォルニア州で可決され、2011年に米連邦最高裁によって違憲判決が下った暴力ゲーム販売規制法案にも関連する人物です。

今回の逮捕はリーランド・イー容疑者のほか、25名が逮捕され、中にはギャングのメンバーや武器、麻薬密売やマネーロンダリング、密入国斡旋を行う中国系組織 Chee Kung Tong のリーダー Raymond Chow が含まれているとのこと。

暴力ゲームや銃器規制を推し進めて来たリーランド・イーは、皮肉にも自身が規制しようとしてきたモノに最も近い容疑での逮捕となりました。( )

一方でコンテンツ強化を核とした成長戦略の推進と言いながら、その一方でこのような表現弾圧の動きが政治・行政・宗教・財団法人・市民団体、特に警察庁を前面として激化している現状は正に『詐欺師の狂乱』としか言いようがない。このような百害あって一利ない表現規制の動きは、日本の文化と経済の健全な発展、ひいては『御国の為』に断固『成敗』しなくてはなりません。政府・与党には、民主主義の根本たる表現の自由すら脅かしている現在の不当な表現規制圧力について速やかに排除・撃滅する『義務』があります。

そもそも『思想・表現の自由』は『生命の法則』を構成する『最上位の規範』なのです。

これがあるから『弱い存在』にも「強い存在に食べられたくない」という意思(思想)を持つことが出来、また『強い存在』に捕食されないように抵抗(表現)する事ができるのです。

もしそうでなかったら、捕まった瞬間にあらゆる活動が出来なくなるように『遺伝子レベル』でされてる筈ですからね。

『思想・表現の自由』が『人間しか通用しない』道徳や法律よりも上位の規律と認める義務が『人が作った「国家」という存在』が最優先に果たさなくてはならない義務であり『使命』なのです。

(3) その他の知財政策事項について：

a) ダウンロード違法化・犯罪化問題について

文化庁の暴走と自己の利益の為なら国でも何でも叩き壊す国会議員によって、2009年の6月12日にダウンロード違法化条項を含む改正著作権法が成立し、2010年の1月1日に施行された。また、日本レコード協会や警察庁などのロビー活動を受けて、自民党及び公明党が共謀して民主党を恫喝して騙まし討ちの形でダウンロード犯罪化条項がねじ込まされた改正著作権法が2012年10月1日から施行されています。しかし、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知らず」なる要件は証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化・犯罪化は法規範としての力すら持ち得ず、罪刑法定主義や情報アクセス権を含む表現の自由などの憲法に規定される国民の基本的な権利の観点からも問題がある。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進んでしまいます。

そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような不合理極まる規制強化・著作権検閲に対

する懸念は、文化庁へのパブコメ（文化庁HP <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houkoku.html>）の意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視されました。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではない。で終わる訳が無い。）や知財本部へのパブコメ（知財本部HP <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html> の個人からの意見参照）を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このようなさらなる有害無益な規制強化・著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化・犯罪化は始めからしてはならなかったのです。ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである、百害あって一利ないダウンロード違法化・犯罪化を規定する著作権法第30条第1項第3号及び第119条第3項を即刻削除するべきです。

#### b) 一般フェアユース条項の導入について

一般フェアユース条項の導入について、ユーザーに対する意義、そして創作者にとっても創作物の幅が広がるという視点からも、可能な限り早期に導入して下さい。特に、インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で絶対必要なものなのです。

2012年の法改正によって写り込み等に関する権利制限の個別規定が追加されたが、あった方がよいものとは言えこれでは到底一般フェアユース条項とは言えず、残念ながら著作権をめぐる今の混乱状況は変わりません。

著作物の公正利用には変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作物の公正利用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要であることを考えれば、不当にその範囲を不当に狭めるべきでは無く、その範囲はアメリカ等と比べて遜色の無いものにしなければなりません。当然、フェアユースの導入によって、私的複製の範囲を縮小してはいけません。世間ではそういうのを『詐欺』というんですよ。

権利を侵害するかしなないかは刑事罰がかかるかかからないか、ひいては『一生を棒に振るか』問題でもあり、公正という概念で刑事罰の問題を解決できるのかとする意見もあるようだが、かえってこのような現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは『公正の為』に必要なものです。現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて絶対あってはならない『違法』なことなのです。政府にあっては、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早改善する『義務』があります。

個別の権利制限規定の迅速な追加によって対処するべきとする意見もあるが、権利者に寄生する団体と著作物を嫌っている団体が結託して文化庁に様々な工作をするせいで個別規定すらなかなか入れず、入れたとしても必要以上に厳格な要件が追加されているという惨憺たる現状において、個別規定の追加はこの問題における真の対処になんかなりません。およそあらゆる権利制限について権利者を食い物にする団体が結託して全国民の益になる新しい権利制限を潰すか、または極めて狭く使えないものとして来たからこそ今一般規定が社会的に求められているのだと文化庁が全く認識していない事実を政府・与党は事実としてはっきりと認めなくてはならないのです。

#### c) 著作権法におけるいわゆる「間接侵害」への対応について

セーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをしてはなりません。特に著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはいけません。確かに今は直接侵害規定からの滲み出しで間接侵害を取り扱っているのも不明確なところがあるのは確かだが、現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がまず間違いなく山の様に脅しや訴訟を仕掛けて来、今度はこの間接侵害規定の定義やそこからの滲み出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を起こすからです。

知財計画 2014 において間接侵害への対応について記載するのであれば、著作権法の間接侵害の明確化は、ネット事業・利用の著作権法上のセーフハーバーを確定するために必要十分な限りにおいてのみなされると合わせ明記すべきです。

なお、スキャン代行業のような私的複製代行業については、著作物の通常の利用を妨げず、著作者の利益を不当に害しない、公正な利用として権利者の許諾なく行えてしかるべき類型もあるものと考えられ、そのような類型について速やかに整理するとともに、公正な利用と考えられる類型について、一般フェアユース条項の導入によりすくい上げられるようにする必要があります。そもそも地震や床抜けで大量の本の下敷きになって死んだり怪我した人がいる以上、防災・減災の観点からも出来るようにすべきです。

#### d) 保護期間延長問題について

権利者団体と文化庁を除けば、延長を否定する結論が出そろっているこの問題について、継続検討すること自体極めて残念なことである。これほど長期間にわたる著作権の保護期間をこれ以上延ばすことを是とするに足る理由は何一つなく、知財計画 2014 では、著作権・著作隣接権の保護期間延長の検討はこれ以上しないとして下さい。特に、流通事業者に過ぎないレコード製作者と放送事業者の著作隣接権については、保護期間を短縮することが検討されても良いくらいです。また今年、環太平洋経済連携協定（TPP）などの経済連携協定（EPA）交渉に絡み、保護期間延長などについて外国から不当な圧力がかけられてるが、今ですら不当に長い著作権保護期間のこれ以上の延長など論外であり、そのような要求は不当なものとして毅然としてはねのけるべきです。

#### e) DRM回避規制について

経産省と文化庁の主導により無意味に DRM回避規制を強化する不正競争防止法と著作権法の改正案がそれぞれ以前国会を通されたが、これらの法改正を是とするに足る立法事実は一切ありません。不正競争防止法と著作権法で DRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされ、十二分以上に規制がかかっているのであり、これ以上の規制強化は、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを『ユーザーが遠ざかるレベル』に高める危険なものとしかなりません。ユーザーの情報アクセスに対するリスクを『商業展開が不可能な程』に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上の DRM回避規制の強化は絶対しては駄目です。

特に、DRM回避規制に関しては、有害無益な規制強化の検討ではなく、まず、私的な DRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず片寄った見方から一方的に導入されたものである私的な領域でのコピーコントロール回避規制（著作権法第 30 条第 1 項第 2 号）の撤廃の検討を行うべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは『権利関係者の不当な経済的損失』は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害と DRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に出来ません。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なのです。また、何ら立法事実の変化がない中、ドサクサ紛れに通された先般の不正競争防止法改正で導入された DRM回避機器の提供等への刑事罰付与や、以前の著作権法改正で導入されたアクセスコントロール関連規制の追加についても、速やかに元に戻すべきです。

#### f) コピーワンス・ダビング 10・B-CAS 問題について

私はコピーワンスにもダビング 10 にも反対する。そもそも、この問題は、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げることによって一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーにとっては B-CAS カードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能する B-CAS システムの問題を淵源とするのであって、この B-CAS システムと独禁法との関係を検討するということを知財計画 2014 では明記してください。検討の上 B-CAS システムが独禁法違反とされるなら、速やかにその排除をして頂きたい。また、無料の地上放送において、逆にコピーワンスやダビング 10 のような視聴者の利便性を著しく下げる厳格なコピー制御が維持されるのであれば、私的録画補償金に存在理由はないのでこれを速やかに廃止しなくてはなりません。

## g) 著作権検閲・ストライクポリシーについて

ファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対して警告メールを送付することなどを中心とする電気通信事業者と権利者団体の連携による著作権侵害対策が警察庁、総務省、文化庁などの規制官庁が絡む形で行われており、警察によってファイル共有ネットワークの監視も行われているが、このような対策は著作権検閲に流れる危険性が極めて高い。

フランスで導入が検討された、警告メールの送付とネット切断を中心とする著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーは、2009年6月に憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関係する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利の1つとしてとらえられるとされ、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにするものとして真っ向から否定されている。ネット切断に裁判所の判断を必須とする形で導入された変形ストライク法も何ら効果を上げることなくフランスでは今もストライクポリシーについて見直しの検討が行われており、2013年7月にはネット切断の罰が廃止されている。日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにする対策を絶対に導入しないこととしなくてはなりません。警察庁などが絡む形で検討されている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等は『国民の基本的な権利』として『厳守』する事が担保されなくてはなりません。

アメリカでは、議会に提出されたサイトブロッキング条項を含むオンライン海賊対策法案(SOPA)や知財保護強化法案(PIPA)が、IT企業やユーザーから検閲であるとして大反対を受け、審議が止められたが、日本においても著作権団体や著作権者寄生団体が同様の著作権ブロッキング法の導入を求めてくる恐れがあります。

サイトブロッキングの問題については下でも述べるが、インターネット利用者から見てその妥当性をチェックすることが不可能なサイトブロッキングにおいて、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能なのです。国会議員でも不可能なのです。このようなブロッキングは、憲法に規定されている表現の自由(知る権利・情報アクセスの権利を含む)や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものであり、決して導入してはならないものなのです。

これらの提案や検討からも明確なように、違法コピー対策問題における権利者団体の主張は常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりです。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを防ぐため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」をあらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込まなくてはなりません。

同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込まなくてはなりません。

EUが戦略的パートナーシップ協定(SPA)の交渉で日本に対して要求した『人権条項』には、こういう事も入ってるんですよ。

## h) 著作権法へのセーフハーバー規定の導入について

動画投稿サイト事業者がJASRACに訴えられた「ブレイクTV」事件や、レンタルサーバー事業者が著作権幫助罪で逮捕され、検察によって姑息にも略式裁判で50万円の罰金を課された「第

(3)世界」事件や、1対1の信号転送機器を利用者からほぼ預かるだけのサービスが放送局に訴えられ、最高裁判決で違法とされた「まねきTV」事件等を考えても、今現在、カラオケ法理の適用範囲はますます広く曖昧になり、間接侵害や著作権侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的混乱が生じるという非常に危険な状態が続いています。間接侵害事件や著作権侵害幫助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうのでは、プロバイダー責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であり、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならない範囲を著作権法上きちんと確定することは喫緊の課題です。ただし、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の侵害に当たるのであってはなりません。

	<p>知財計画 2014 において、プロバイダに対する標準的な著作権侵害技術導入の義務付け等を行わないことを合わせ明記するとともに、間接侵害や刑事罰・著作権侵害幫助も含め著作権法へのセーフハーバー規定の速やかな導入を求めます。また、検閲の禁止や表現の自由の観点から技術による著作権検閲の危険性の検討をすべきです。</p> <p>i) 著作権等に関する真の国際動向について国民へ知らされる仕組みの導入及び文化庁ワーキンググループの公開について</p> <p>WIPO等の国際機関にも、政府から派遣されている者はいると思われ、著作権等に関する真の国際動向について細かなことまで即座に国民へ知らされる仕組みの導入を求めます。</p> <p>また、2013年からの著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチームの審議は公開とされたが、文化庁はワーキングチームについて公開審議を原則にしてません。上位の審議会と同様今後全てのワーキンググループについて公開審議を原則化すべきです。</p> <p>j) 天下りについて</p> <p>知財政策においても天下り利権が各省庁の政策を歪めていることは間違いなく、知財政策の検討と決定の正常化のため、文化庁から著作権関連団体への、総務省から放送通信関連団体・企業への、警察庁からインターネットホットラインセンター他各種協力団体・自主規制団体への天下りの禁止を知財本部において決定すべきです。(これらの省庁は特にひどいので特に名前をあげたが、他の省庁も含めて決定してもらえらるなら、それに超したことはありません。)</p> <p><b>【要旨】</b></p> <p>アメリカ等と比べて遜色の無い一般フェアユース条項を導入すること及びダウンロード犯罪化・違法化条項の撤廃を求める。</p> <p>何ら国民的合意を得ていない中でのTPP交渉参加、有害無益な今以上の知財保護強化、特に著作権の保護期間延長、補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大に反対する。国は『思想・表現の自由』が道徳や法律よりも『上位の規範』と認め、宗教・行政・市民団体からの『弾圧・抑制・指導』を排除すべく行動することを求める。今後真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が進むことを期待する。</p>
--	--

No.	意見
68	少なくとも孤児著作物・大規模デジタル化・二次創作対策などの実効策がとられない限り、保護期間延長や非親告罪化には反対します。

No.	意見
69	別紙3について、少なくとも孤児著作物・大規模デジタル化・二次創作対策などの実効策がとられない限り、著作権保護期間延長や非親告罪化には反対である。

No.	意見
70	<p>《要旨》</p> <p>著作権の非親告罪化に反対</p> <p>非親告罪化を行うのであれば、フェアユースとパロディー規定のような作品を許可する法律が必須</p> <p>二次創作やパロディー含めコンテンツは極めて重要な国の資源で有り、破壊する事は避けるべき</p> <p>著作権が有効な期間を死後70年に伸ばす件は反対</p> <p>どうしても伸ばすのであれば希望する権利者が更新するシステムを提案</p> <p>短縮した場合の効果についても検討</p> <p>《全文》</p> <p>様々なコンテンツの価値を守ることは大切ですが、コンテンツ自体が失われたり、コンテンツの生産を阻害する自体は避けねばなりません。特に資源国ではなく、製造業メインという形も難しくなりつ</p>

	<p>つある日本の現状を考えると深刻です。</p> <p>特に近年 TPP における著作権の非親告罪化は、今すでに影響を感じている人もおり、パロディや二次創作など、コンテンツが連鎖的に生産される現在の形を壊すのではないかと、またはその不安からこうしたコンテンツが作られなくなるのではないかとといった問題が重大かと思えます。</p> <p>著作権の非親告罪化の導入理由は必要性和デメリットを考えると、それ自体不要であると考えますが、もしどうしても必要なのであれば、フェアユースとパロディを許可する法律が極めて重要になるでしょう。</p> <p>こういった法律無しに非親告罪化が進めばどれほどの影響が出るのか、必要なら市場を調査し試算を出すなどしていただき、同法律より前か同時に、フェアユースとパロディを許可する法律を機能させることが極めて重要かと思えます。</p> <p>著作権の死後 xx 年の規定は、との著作権物を社会に還元する重要な規定です。</p> <p>70 年に伸ばそうとする今回の内容は、あまりにも権利者側だけに有利で社会的な損失に繋がると感じます。</p> <p>もしどうしても延長する選択肢が必要であれば、延長を更新性にするなど、社会的な損失を軽減する手段が必要かと思えます。</p> <p>逆に死後 30 年程度に短縮することでよりその作品が生きる形になるのではという推測もあります。</p> <p>短縮についても影響の試算を希望します。</p>
--	--

No.	意見
71	文化や知財保護に有効とは言えず、また、多方面で萎縮や自粛、混乱等の悪影響を招くことになりかねない著作権の非親告罪化や著作物の保護期間延長には反対です。

No.	意見
72	<p>TPP 交渉における知的財産分野において、下記について危機感を思っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・著作権保護期間を死後 70 年にすることで図書類（書籍・ビデオ・音楽等）の死蔵作品が増えること</li> <li>・非親告罪化によって、これまで日本の文化の発展に寄与したパロディ・二次創作といった作品がなくなる</li> </ul> <p>著作権保護期間延長について</p> <p>特にコミックなどの著作物は、メジャーな物を除いて、連載が終了して 3 年で収益がなくなります。すると、その後作者が活着ている間と死後 70 年もの間、多くの人の記憶からなくなることとなり、作品は「存在しないもの」と同じになってしまいます。これは文化の発展を大きく阻害するものです。これは、音楽・ビデオ作品等も同様です。</p> <p>過去のメジャーな作品は、著作権が切れた段階で、青空文庫として電子化され、現在の電子書籍分野の発展に大きく寄与してきました。こうした文化の発展を阻害することがないよう、死蔵作品対策（申告のあるものについては死後 70 年（非親告罪化も含める）にし、申告のないものについては基本的に既存通りの扱い、絶版作品についてはフェアユース扱いとする等）を行うことを求めます。</p> <p>非親告罪化について</p> <p>非親告罪化をすべての作品に対して行った場合、パロディ・二次創作から輩出された作家がいなくなる可能性があり、作家がいなくなることで、日本の創作物を作り出す文化が阻害され、日本のコンテンツ産業が衰退してしまいます。</p> <p>したがって、非親告罪化については行わないか、あるいは、申告制にして、非親告罪化する作品については限定するなどの配慮を求めます。</p> <p>厳しい交渉になると思いますが、どうか、よろしくおねがいします。</p>

No.	意見
73	1. 営業秘密について 全面的に賛成です。営業秘密の海外流出は、極めて深刻な問題です。産業界には「大した問題はな

い」との意見もあるようですが、それは単に彼らが問題を意識していないために過ぎず、問題がないことを意味しません。経済スパイ法を有する米国では、FBIが「おとり捜査」などの手法を積極的に用いて取締りに当たっていますが、モグラ叩きのように事例が発見される状況です。しかも、ボーイング、モトローラ、ゴールドマン・サックス、ブリストル・マイヤーズ、フォード、デュポン等々、あるゆる業種の一流企業が被害に遭っています。加害企業のほとんどは中国企業、それにインドや韓国 の企業が散見される状況であり、日本のみを標的から外しているなどということは、まったくありえないことです。

照会の内容について付け加えるとすれば、刑事罰に関しては、未遂・予備・共謀などの軽い犯罪類型を作ることが挙げられます。また、今回の検討で すべての課題を尽くすのは困難でしょうから、積み残しの課題について中期的観点から検討することの必要性を謳うべきだと思います。

## 2. 中小・ベンチャー企業及び大学について

内容に反対ではありませんが、さらに、これらの主体が特許権者となって、海外で訴訟を進行できるような施策を考えるべきです。

米国では、カーネギー・メロン大学がマーベル社に対する訴訟で1600億円以上の損害賠償を得た上に、さらに三倍賠償について審理中です。カリフォルニア大学理事会、ウィスコンシン大学TLO等は、特許判例の常連です。ダイナミックな権利行使のできるからこそ、アメリカの大学の活力の源泉です。日本では特許権侵害に対する損害賠償の金額が低いために訴訟がペイしませんが、大学の生み出す技術はグローバルなものでありますから、日本の大学だけが米国での権利行使を手控える理由はありません。

## 3. アーカイブについて

内容に反対ではありませんが、権利者不明著作物（孤児著作物）に関する権利処理問題に正面から取り組むことを、わが国の施策とすべきです。

孤児著作物問題は、欧・米で対応が進んでいます。欧州では対策指令が出たため、加盟各国すべてでアーカイブの障害にならなくなるはずで、米国でも議会著作権局が立案して何度も法案が出ており、今年の中間選挙後には一挙に解決を図る機運があります。この問題について後れを取っていることこそ、わが国の基本的な問題です。

一部には「権利保護期間の延長こそが問題である」という意見がありますが、その論者も、(死後50年という先進国では異例に短い) わが国の現状においても、既に国会図書館でのアーカイブ化に差し支えが生じているのは認めています。権利保護期間の適正な長さなどという神学論争にとらわれることなく、わが国は、孤児著作物問題を解決する先導的な役割を果たすべきです。

## 4. 音楽産業の国際展開について

内容に賛成いたします。

## 5. その他

TPP交渉の内容については承知しておりませんが、次のように考えます。

- ・著作権保護期間延長問題については、「死後70年」とする世界の大半にわが国が歩調を合わせる事となったとしても、影響は軽微です。それを異常に大きく見積もる謬論に、惑わされるべきではありません。(この点に関するシンポジウム記録である情報通信学会誌108号「情報知財研究会」参照。そこでは、福井健策弁護士の議論が、完全に論破されています。)

- ・連合国民のみについて認められた戦時加算は、この際、廃止すべきです。

- ・著作権侵害罪の非親告罪化が取り沙汰されています。親告罪であり、権利者の「目こぼし」が行われるというのが、優れた著作物の立ち上がりを支える、わが国の生態系です。非親告罪化によって、わが国コンテンツの国際競争力を殺いではなりません。国内法下にあたっては「商業的規模」であることを要件とし、その商業的規模は「およそ合理的な権利者であれば甘受しがたいような」規模をいう、との解釈の下で運用することにより、コミケ等の支える生態系を維持すべきです。

- ・標準必須特許の効力について、知財高裁が2014年5月16日に言渡した判決は、権利者にとって酷に過ぎるだけでなく、それが万一般的国際ルールになった場合、わが国企業の国際競争力を著しく殺ぎかねない、憂慮すべきものです。このような場合、上告審の判決を待たず、適切な立法によって事態を是正するのが米国では普通であり、正しい方法です。(著名な例では、1984年の連邦巡回区控訴裁判所判決(ボーラー判決)を受けて、同年、ハッチ=ワクスマン法が制定されています。) 知的財産法制の中身だけでなく、知的財産法制の立法スピードについても、国際競争に堪える体制にな

	るよう希望いたします。
No.	意見
74	<p>《要旨》 著作権の非親告罪化に反対です。また 70 年への期間延長は救済策を残すようお願いします。</p> <p>《全文》 著作権が非親告罪化すれば初音ミクに見られるような N 次創作をしている人達を犯罪者にしてしまい、創作の連鎖を阻害し、日本の文化発信に大いに害となることは間違いありません。これは日本の国際競争力を著しく低下させます。よって反対です。 期間延長については作品の共有化と孤児著作物に配慮し、例外規定を盛り込んで欲しいと思います。</p>
No.	意見
75	<p>《全文》 著作権保護期間の延長は、権利処理の困難さをさらに増加させるだけでなく、孤児著作物や死蔵作品の増加を招き、二次創作物に優れた文化を発展させてきた日本の文化にそぐわないものです。 また著作権侵害の非親告罪化についても多くの問題があります。 知的財産戦略本部が、この問題に対して十分な配慮をし現行の 50 年と修正されることを望みます。</p>
No.	意見
76	<p>知的財産推進と言いつつ、インターネットやコンテンツの発展を阻害する要因が多いのは疑問です。 TPP や ACTA など多くの問題が指摘されているものを、一部の人々だけが有利になっても、結果として全体が不利益を被るならば、それは害悪でしかないと考えます。</p>
No.	意見
77	<p>流出した TPP 知財条文に含まれる「保護期間大幅延長」「非親告罪化」「法定賠償金の導入」に対して非常に憂慮している。 特に「非親告罪化」「法定賠償金の導入」については、国内コンテンツ産業の層の厚さの源を供給している二次創作物、派生創作物を萎縮させ壊滅的な打撃を与えることになり得る。大元のコンテンツの保護が重要であることは承知しているが、日本のコンテンツの広がりを支え、製作現場への人材育成の場としても重要な価値を持つ二次創作・派生創作の場を破壊することは、政府が推進しているクールジャパン戦略にも悪影響を与え、日本の競争力を削ぐ危険がある。 日本の国情に合わせた柔軟な措置を希望する。</p>
No.	意見
78	<p>著作権保護 70 年は社会の活力を損ないます。反対です。</p>
No.	意見
79	<p>《全文》 「アーカイブに関するタスクフォース報告書」について 保護期間延長や非親告罪化には反対いたします。 現状の 50 年でさえ、個人情報保護法の制定以後は特に、著作権台帳も作成されず、著作権者の連絡先を探すことが非常に困難になってきております。 民間においては、文化施設での展示図録（販売物）や企画展ポスター等への掲載はもちろん、貴重な資料や録音を保存のための媒体変換すら、許諾無しには複製できません。数が多ければ文化庁への裁定も予算的にも難しく、結局使用や保存を諦めることとなり、死蔵されたまま埋もれ消えることとなります。 また非親告罪化も萎縮効果を生み、著作物の円滑な流通をむしろ妨げることで存じます。 民にできることは民に、というならば、日本の財産を官民ともに保存・利活用できるよう、せめて、登録制にすること、現状既に孤児著作物であるものへの対策を考えること、企業であっても文化施設でのアーカイブは認めるなどフェアユースの内容・対象の再考などの十分な対策を望みます。</p>